

平成27年 第4回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成27年12月21日

延 会 平成27年12月21日

仁 木 町 議 会

平成27年第4回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

- ◆日時 平成27年12月21日（月曜日）午前9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 平成26年度各会計決算特別委員会審査報告書
日程第7 一般質問 町の特産品とふるさと納税について（野崎明廣議員）
地方版総合戦略と第5期総合計画の関係性について（佐藤秀教議員）
男女共同参画社会形成の促進について（住吉英子議員）
ピロリ菌の検診・除菌の推進について（住吉英子議員）
TPPによる本町農業への影響について（上村智恵子議員）
本町の移住促進対策について（上村智恵子議員）
日程第8 議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）
日程第9 議案第2号 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第3号 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第4号 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第5号 仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第13 議案第6号 仁木町コミュニティセンター条例の制定について
日程第14 議案第7号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

平成27年第4回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成27年12月21日 午前 9時30分

延 会 平成27年12月21日 午後 4時12分

 議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（9名）

| | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1 番 | 佐藤 秀教 | 2 番 | 嶋田 茂 | 3 番 | 住吉 英子 |
| 4 番 | 野崎 明廣 | 5 番 | 宮本 幹夫 | 6 番 | 林 正一 |
| 7 番 | 水田 正 | 8 番 | 上村 智恵子 | 9 番 | 横関 一雄 |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|---------|---------------------|---------|
| 町 長 | 佐藤 聖一郎 | 教 育 長 | 角 谷 義 幸 |
| 副 町 長 | 美濃 英 則 | 教 育 次 長 | 鈴 木 昌 裕 |
| 総 務 課 長 | 林 典 克 | 農 業 委 員 会 会 長 | 天 野 信 文 |
| 財 政 課 長 | 岩 井 秋 男 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | (泉 谷 享) |
| 会 計 管 理 者 | 門 脇 吉 春 | 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 芳 岡 廣 |
| 企 画 課 長 | 鹿 内 力 三 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | (林 典 克) |
| 住 民 課 長 | 嶋 井 康 夫 | 監 査 委 員 | 中 西 勇 |
| ほ け ん 課 長 | 川 北 享 | | |
| 農 政 課 長 | 泉 谷 享 | | |
| 建 設 課 長 | 岩 佐 弘 樹 | | |

議会事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 浜 野 崇 |
| 議 事 係 主 任 | 松 岡 亜 希 |

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成27年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・水田議員及び8番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る12月9日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告1件、議案12件、意見書5件の合計18件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が4人から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6・報告については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7・一般質問については、通告順に従って、野崎議員1件、佐藤議員1件、住吉議員2件、上村議員2件の順番でございます。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第13の条例制定については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第17の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第18の不動産の譲与については、即決審議でお願いいたします。日程第19の規約変更については、即決審議でお願いいたします。日程第20から第24の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりでございます。日程第25・委員会の閉会中の継続審査、日程第26・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成27年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日12月21日月曜日。会期は、開会が12月21日月曜日、閉会が12月22日火曜日の2日間といたします。

最後に、その他の事項として、本日12月21日月曜日の昼食時に、学校給食試食会を実施いたします。内容はお手元に配布のとおりでございます。

また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月21日から12月22日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月21日から12月22日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から、平成27年度第9回の例月出納検査報告書が提出されております。

次に、11月30日開催の平成27年第4回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。12月7日には、後志町村議会議長研修が札幌市で開催され、出席してまいりました。研修では、北海道町村会常務理事の谷本辰美氏を講師に迎え「町村の行財政運営を考える」をテーマに講演を拝聴いたしました。谷本氏は後志支庁長や北海道議会事務局長を歴任されており、その経験を基に行政に求められる役割や道と町村の体質の違いなど、大変参考になる講話を拝聴いたしました。また、同日開催された後志町村議会議長会議において、来年度の後志議長会の事業概要や予算説明があり、平成28年度の後志町村議会議員研修が本町で開催されることに決定しました。議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

平成27年も残すところ10日余りとなりました。日増しに寒さも厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ、関係各位には体調管理を十分に行い健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成27年第4回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成27年第4回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、横関議長、上村副議長をは

じめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆さんご承知のとおり、政府は10月30日、首相官邸で開いた、まち・ひと・しごと創生会議におきまして、地方での雇用創出について、有識者が話合う地域しごと創生会議の設置を決めました。安倍首相は地方創生が目指すのは生産性を高め、安定した雇用と賃金を地方で実現することだと強調しており、有識者や地域の経済団体らが、観光振興や企業の生産性向上など、雇用の確保や賃金の上昇につながる具体策を議論する場として、全国各地で地域しごと創生会議を開くこととしております。1回目の会議は東京都で開かれ、2回目の会議が12月8日に北海道千歳市で開催され、石破地方創生担当大臣をはじめ、鈴木経済産業副大臣、国内の経済団体の代表者の方々が集まる中、私も嶋余市町長と一緒に同席をさせていただきました。その会議の中では全国各地で取り組んでおります、先駆性のある事例がいくつか発表され、仁木・余市で取り組んでおりますワインツーリズム・プロジェクトにつきましても、先行事例として選ばれ、紹介していただきました。会議に出席し認識しましたが、地方創生だけに捉われるのではなく、危機感を抱き高い意識をもって、新たな施策を生み出し取り組み始めている地域は前向きに進めております。未だ地方創生そのものが得策なのかどうかという議論もございますが、そこに捉われ過ぎて動きが鈍くなるより、各地域が自分たちの地域の魅力をどのようにして作り出し発信することができるのか。今ある資源を有効活用し、いかにして新たな利益を生み出せるのかは地域に住む住民の意思から始まるものだと思います。本町といたしましても地方創生を契機に国も望んでおります、やりっ放しの行政、頼りっ放しの民間、無関心な住民と言われる負の関係を断ち切り、行政、民間、住民が三位一体となり、互いに連携を育み、今後のまちづくりを構築してまいりたいと考えております。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、12件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成27年第4回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告に移らせていただきます。はじめに、平成26年度決算の財務書類について申し上げます。平成23年度から作成及び公表が義務付けられております財務書類につきまして、作成及び分析結果がまとまりましたので、ご報告いたします。財務書類のうち貸借対照表（次頁）では、これまでに199億3166万円の資産を形成し、そのうち過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が132億5643万円（67%）、将来の世代が負担していくこととなる負債が66億7523万円（33%）であることを示しております。なお、これらを住民1人当たり（平成26年度末現在人口3477人）に換算すると資産が573万円、負債が192万円で、純資産が381万円となります。資産の中で大きな割合を占めるのが道路などのインフラ資産で45%、庁舎・町営住宅などの事業用資産が資産全体の44%となっております。金融資産（11%）の中では基金・積立金が主なものとなっております。一方、負債の中では町債が総負債の87%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりでございますが、詳細につきましても、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類を別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、北海道原子力防災訓練及び仁木町地域防災訓練について申し上げます。平成23年3月に発生した

東日本大震災における福島第1原発事故を受けて、原子力発電所から半径30kmまでの範囲を緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）に拡大したことにより、平成24年から4回目となる平成27年度北海道原子力防災訓練が10月21日に実施され、本町も参加いたしました。訓練は後志管内内陸部を震源とする震度6強の地震が発生、泊発電所3号機の炉心が損傷、放射性物質が放出されたと想定し、共和町に新設されたオフサイトセンターに現地対策本部を設置して行われました。本町におきましては、屋内待避及び通信訓練に参加した1125人のほか、町職員及び消防職員を加え約1156人が参加し、災害対策本部等設置運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練及び物資緊急輸送訓練を実施いたしました。また新たな試みとして、本町の一時滞在場所となる札幌市手稲区体育館へ住民が避難した後、広域避難先となる札幌市内のホテル7か所との対応訓練と併せ、バスを利用し町内観光施設及びJR各駅を巡回する観光客の避難誘導訓練を実施いたしました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握した上で、万が一の原子力災害に備え、国、北海道や関係自治体との連携を強めてまいります。また、仁木町地域防災訓練につきましては、現在関係機関と調整中ではありますが、明年2月頃に大雪による災害を想定した訓練を実施する予定であります。

次に、銀山都テレビジョン中継局送受信鉄塔設備の譲与について申し上げます。銀山都テレビジョン中継局は、銀山・大江地区の民放テレビジョンの難視聴の解消を目的として、昭和59年度に町管理の地上アナログ波テレビジョン中継局として稲穂峠山頂に設置しておりましたが、平成23年7月24日をもって地上波によるアナログ放送が終了しその用途を終えたため、電波法の規定に基づき、空中線の撤去や送信機の電源撤去などの措置を本年度実施しております。この度、民間放送局である北海道テレビ放送株式会社から、札幌手稲送信所とニセコ中継局からのデジタル波の受信が季節変動に伴う大気状態の影響などにより不安定になると出力が低下し、銀山都テレビジョン中継局から送信している地域の皆様に受信障害が発生するとのことであり、改善に向けて赤井川局からの電波受信調査を実施するにあたり、アナログ放送時に使用していた設備の一部であるパラボラアンテナと鉄塔設備の譲渡についての申し出を受けております。つきましては、安定した放送サービスの確保、放送事業の公共性及び公益性並びに、譲与後における設備本体の修繕等の維持管理費用及び、解体撤去に係る費用が軽減されることなどを総合的に判断し、北海道テレビ放送株式会社への設備の無償譲渡につきまして、今定例会に提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、別途お手元には銀山都テレビジョン中継局の関係資料を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

次に、社会福祉法人 北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年9月9日に北海道社会事業協会余市病院から、平成22年度から6年連続となる救急医療に対する財政支援の要望がありました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の偏在（都市集中型）が未だ改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされているところであります。このような状況のため、常勤医師が少なく、応援医師の報酬や看護師・放射線技師・臨床検査技師の緊急呼出し、更に事務の受付などスタッフの人件費及び薬品費等で、時間外救急の維持には多額の経費が必要とされております。また、看護師を確保するために奨学金制度を設け要請しており、年間1860万円の投資がされております。特に、救急医療部門につきましては、常に赤字経営となっており、この救急医療体制確保のため、北後志5か町村に対し2500万円の助成を昨年に引き続き要望されたものであります。10月21日には、北後志地域保健医療対策協議会定期総会が開催され、余市協会病院に対し北後志5か町村で財政支援

をすること、帰省や行楽の際に救急搬送された患者分についても5か町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数により実績割とすることを決定したところであり、本町の負担額は274万1000円（前年度対比9万3000円の増）となりました。つきましては、今定例会に補正予算を計上させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

行政報告は以上であります。先程も申し上げましたとおり、別途お手元には、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類、銀山都テレビジョン中継局関係資料（議案第11号関連）のほか、平成27年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長からの行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から、教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

平成27年第4回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、仁木町民スキー場について申し上げます。平成26年度から3年間、指定管理者となりました株式会社北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、今シーズンのオープンを12月23日に予定し準備を進めてきたところではありますが、今月に入ってからの降雨によりゲレンデ状態が不良となったことから、年末までオープンが遅れる見込みである旨報告を受けております。なお、昨シーズンは12月23日にオープンしております。昨シーズン休止しました火曜日から木曜日までのナイター営業につきましては、シーズン終了後から指定管理者と協議を重ね、仁木町民スキー場設置管理条例で定める開設時間に基づき、休止することなく実施することといたしました。また、リフト利用シーズン券につきましては、スキー場利用者及び地域住民の声を取入れ、条例で定める金額の4割引に設定したい旨、指定管理者からの協議の申し出があり、教育委員会といたしましても、スキー場利用者に喜ばれ利用拡大につながるものと判断し、これを承認することといたしました。今後におきましても、町民の冬期間のスポーツ振興・普及及び体力向上を図るため、指定管理者とともに事故のない安全で楽しいスキー場の運営に努めてまいります。なお、仁木町民スキー場スキーリフトシーズン券金額比較表につきましては、記載のとおりでありますので、後程ご高覧願います。

最後に、パークゴルフ及び水泳の全道・全国大会出場について申し上げます。9月12、13日の2日間、札幌市において、第21回JALカップ全日本パークゴルフ選手権大会が開催され、北町在住の関井英史さん、然別在住の古川啓子さんの2名が出場いたしました。本大会には、全国各地の予選を勝ち抜いた男女658名が出場しており、仁木町代表のお二人は強豪相手に善戦しましたが、惜しくも上位入賞は果たせませんでした。また、11月21日から23日までの3日間、東大阪市において、第39回イトマン招待水泳競技大会、これは全国大会でございますが、この大会が開催され、仁木中学校3年生の下田涼音さんが出場いたしました。大会結果につきましては、中学女子2・3年生の部200mバタフライにおいて、全国トップクラスの選手を相手に8位入賞を果たしました。なお、下田涼音さんの弟で仁木小学校5年生の羽竜君が、来年2月21日札幌市で開催される、第38回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会北海道予選会に出場することが決定しており、学校関係者共々、下田姉弟の活躍を期待しているところであります。教育委員会といたしましても、町民の健康増進、体力向上を図るため、各種スポーツ大会への参加支援を引き続き行ってまいります。なお、スポーツ大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において

補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成26年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成26年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○決算特別委員長（上村智恵子）平成26年度の各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。報告第1号、委員会審査報告書。平成27年12月21日。平成26年度各会計決算特別委員会委員長 上村智恵子。記といたしまして、平成27年9月29日付託。付託事件につきましては、平成27年第3回仁木町議会定例会で付託となりました、議案第1号から議案第4号までの平成26年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。11月25日付け、横関議長宛の委員会報告書でございます。審査の結果、平成26年度一般会計及び3特別会計は、すべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページ、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は、先に説明したとおり、平成26年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定の審査でございます。委員会の開催年月日は、平成27年9月29日、10月13日、14日、15日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者、及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成27年第3回定例会において、議長及び議員選出監査委員を除く議員7名により構成する、平成26年度各会計決算特別委員会が設置され、平成26年度余市郡仁木町一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識の下、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、庁舎の管理経費、戸籍電算化の費用対効果、社会福祉協議会補助金、合併浄化槽の設置状況、有害鳥獣の被害状況、地域商店街活性化事業の成果、道路ストック事業における調査結果、防災行政無線の設置状況、町民スキー場の管理状況などについての質疑・確認があり、歳入では、各財政指数の状況と今後の財政運営、消費税増税による町財政の影響などについての質疑がありましたが、討論はありませんでした。特別会計では、簡易水道事業特別会計で、水道使用料と水道施設維持管理費のバランス、漏水の状況について。また、後期高齢者医療特別会計では、保険料の特別徴収の手法についての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、平成26年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により「認定すべきもの」と決定いたしました。以上、平成26年度各会計決算特別委員会審査報告といたします。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は付託議案第1号から第4号までの4会計を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これより、付託議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、付託議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長の報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、付託議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長の報告のとおり「認定」することに決定しました。

続いて、付託議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』

を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長の報告のとおり「認定」することに決定しました。

続いて、付託議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。4名の方から6件の質問があります。

最初に、『町の特産品とふるさと納税について』、以上1件について、野崎議員の発言を許します。野崎議員。

○4番（野崎明廣）町の特産品とふるさと納税ということで、質問をさせていただきたいと思います。

本町は本年度よりふるさと納税に取り組んでおり、その寄附金額は1億近くに上る成果を上げております。ふるさと納税制度は、各自治体へ寄附をされた方が、寄附金に応じて所得税や住民税から控除され、寄附者に対して、その自治体の特産品を返礼する制度であります。本町は「果実とやすらぎの里」のキャッチフレーズにあるように、町特産品のサクランボをはじめ、多くの果物や野菜などを返礼品としていますが、中には本町産ではないものが見受けられます。本町のふるさと納税について、次の点をお伺いをいたします。1点目として、ふるさと納税返礼品に本町産以外のものがどのくらい含まれているのか。2点目として、ふるさと納税によって寄附された収入を今後どのように活用していくのか。以上2点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今野崎議員から質問がございました、町の特産品とふるさと納税についての質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税返礼品に本町産以外のものはどのくらい含まれているのかについてであります。返礼品70品目うち、産地が仁木町以外のは、農産品が3品目、加工品が2品目で計5品目の商品が本町産以外となっております。これは本年4月から施行した仁木町ふるさと納税特産品贈呈事業実施要綱で、

特産品等の定義に町内で販売されている商品を含んでいることから、町内事業者が扱う本町産以外の商品を贈呈することができるものとしているためでございます。

2点目のふるさと納税によって寄附された収入を今後どのように活用していくのかについて、申し上げます。寄附いただいた皆様への特産品贈呈事業に係る経費を除き、昨年度までと同様にふるさと振興基金に積み立てることとし、次年度以降に総合戦略で取り組む施策など、地域づくりに必要な事業に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）再質問をさせていただきます。1点目の返礼品ですけれども、農産品3品目、加工品2品目の計5品目が地域外ということですので、この品目は何なのか、5品目の販売されている代金総額がわかればお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）只今の質問にお答えいたします。町内の事業者が販売しております、野菜セット、メロン、トマトとトウモロコシのセットとジャムセット、ジュースセットでございます。これらの返礼品は1万円の寄附者に対する4000円相当の品物でございます。直近の集計ではトマトとトウモロコシのセットが800個、メロンが517個、野菜セットが238個、ジャムセットが293個、ジュースセットが75個の計1923個でございます。代金総額は769万2000円でございます。この返礼品を選ばれた方はご寄附いただいた方の約21%にあたります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただきました。この中で地域外商品の代金総額として約21%が町外であるという、生産者にとっては還元されてない状況でありますし、町内の事業者が扱う本町産以外の商品を贈呈するということができることとされておりますが、それは事業者の方であって、本来であればこのふるさとというものに対しては、仁木町の特産品として限定する考えがなかったのかどうか、その辺ちょっと町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの質問でありますけれども、私はそもそもふるさと納税は何のためにやるのが重要であるというふうに考えております。多くの寄附金を集めることが目的であれば商品に制限をかけることなく、広く販売した方が成果が見込めます。ただし、本町の農産物や加工品をですね、ふるさと納税を活用し広く周知させ、本町の魅力を発信させるのであれば、高品質で魅力的な商品を販売しなければならないというふうに思っております。ましてや本町で取り扱う農産物の多くは青果物といった生鮮品が主でありますので、販売時期も限られておりますし、多くの農産物を販売することは他の町村と比べても、なかなか難しい現状であります。従いまして、今後の対策をですね、また考えていかなければならないというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）このふるさとチョイス、仁木という形でPRされていますけれども、納税されている方へ当町の特産品を進呈します、お好きなものを選んでくださいという文言になっています。しかし、その中でこう写真などを見ると、北海道産ということも出ております。その辺が非常にこうアンバランスな状況になっているのかなという感じもしていますし、ふるさとの仁木町というイメージとしてどうなのか。

私はあくまでもふるさと特産品として考えていただきたかったなという感じもしております。その辺に対してちょっと宣伝をしている内容と、実際にこう写真とかというものが全くアンバランスな状況なんで、その辺の統一というものがきちんとされていなかったのかなという感じがしていますので、その辺どう考えられるのか、ちょっとわかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）立ち上げ当初からの経過をお話しますとですね、最初はこのふるさと納税を立ち上げるにあたりまして町内の生産者、そして事業者の方々から参加を募りました。その中で実際のところ、なかなか生産者の方々もですね、自分たちで栽培している農産物を急にですね、ふるさと納税に切り替えるということもなかなか難しい状況でありまして、最初、募集者がなかなか集まらないという状況でもありました。今年ですね、本町としても実験的にやりたいという思いの中で始めた経緯でありますけれども、その中で事業者の方々が多く参加されている中の状況の中で、我々としても精査しきれてない部分は反省しなければならぬんですけれども、そもそも今回ふるさと納税をやるにあたりまして、本町の農産物に限るということで謳ってはおりませんでした。従いまして、本町の事業者で扱っている商品、それが仁木町産以外のものでも取り扱えられるという要綱になっておりましたので、そのような状況を産んだ次第であります。ただ、今後どのようなふるさと納税にしていくかという問題についてはですね、先程申し上げましたとおり、本町産のものに限る農産物においては。ただし、加工品においては、町内で製造・加工されているものであれば可能であるというふうにしていきたいというふうに思っております。それはなぜかということ、やはり本町で加工・製造されているというものがなかなか少なく、商品自体も少ないというのがございます。ヴィクトリーポークさんですね、本町にはございますけれども、本町で豚は育てているけれども、そのための商品、加工は町外で行っているということで、じゃあ町内の仁木町のふるさと納税として売れないのかということなりますと、決して私はそうではないと思います。ヴィクトリーポークも本町の1事業でありますので、その辺の線引きというものを今後どのようにしていかなければならないのかということですね、今後検討してまいりたいというふうに思っております。従いまして、当初ホームページ等で北海道産、仁木町産と曖昧な部分の表記がありましたけれども、今後その部分も含めて精査してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）数多くの品物が返礼品として贈られておりますけれども、この中でクレームということがあったのかどうか、ちょっとその辺。また対処方法、処理方法がどういうふうにされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）返礼品のクレームのことでございますけれども、サクラノボの発送がですね、終了した後に集計した分まででございますが、全体で1.8%ございました。果物が傷んでいたとのクレームをいただいております。これらの分につきましては、委託事業者で再度発送するなどの手当てをしております。特にその分につきましては追加で町の負担をするというような対応はございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）クレームとしては1.8%ということで、それなりの対応をされているということでちょっと安心しております。このふるさとチョイスの委託業者が取組みをされていますが、RH社、RHトラ

ベラー社ということが出てきたわけなんです、このRH社に対して町として何を求められたのか、すべてが地域外業者という方でございます。その費用に対しても支払われている状況だと思っておりますが、この何%くらい費用として支払われたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ふるさと納税を本格的に取り組むことにいたしました本年4月、仁木町はふるさとチョイスを運営しております、株式会社トラストバンクと業務委託契約を結んでおります。この契約ではホームページによる集客、寄附の申込の受付、寄附金の入金管理、寄附者の顧客管理、贈呈する返礼品の手配・配送、品代支払などの協力事業者への対応、申込後のクレーム対応を含めたコールセンター対応まで、ふるさと納税全般に係る業務を包括して委託しております。委託料は贈呈する返礼品の費用を除き、寄附金額の8%でございます。委託事業の一部はRHトラベラー株式会社ともう1社に再委託されております。再委託に係る分は別途の委託料はございません。再委託先のRHトラベラー株式会社に対し、町は贈呈する返礼品の手配・配送、品代の一括支払など協力事業者の対応、申込後の変更やクレーム対応をお願いしているところです。これらすべての委託先は町外の事業者でございますが、このふるさとチョイスのホームページはアクセス数が全国で一番多く、ふるさと納税での集客数が最も多いことから、全国の多くの方に知ってもらい、仁木町のふるさと納税の寄附件数を増やすことができると判断いたしましたし、また、多くのノウハウを持った実績もある事業者へ委託することが、最も合理的と判断し契約を結んだものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）地域外委託業者とその中において、経費として8%発生しているということですが、このふるさとチョイスから、トラストバンクからRH社へ経由をされていますが、町外品、町外の事業者で、今後も同じく委託されるかどうか。町長にこのままの状態委託されていくのかどうか。ちょっと町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、実際このふるさと納税を扱っている仲介業者というのがですね、本町には当然ながらございません。今それを扱っているのがRHトラベラー社ということでありまして、今までお世話なってきたわけでありまして、これは本町に限らずどこの町村もですね、RHトラベラー社に業務委託をして、ふるさと納税を活用しているというところは多々多くあります。ただ皆さん、議員の方々もですね、議員視察でですね、上士幌町へ行ってきたかというふうに思いますけれども、上士幌町はですね、確か全国でもかなりのふるさと納税を納めて、かなりの金額を得ていますけれども、その中で町ならではの独自の何か法人かなんかで、その仲介業者を担っているという部分もお聞きしておりますので、本町といたしましてもそういう中間業者がですね、もしできれば生産者とも身近になりますし、もし万が一クレームがあってもすぐに対応できるというふうに思っておりますので、今後そのような組織づくりというものをですね、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長、ぜひとも町での特産品というものであって、また何とかこう町で対応していける組織というものも考えていただきたいと思います。

それでは、ちょっと2点目の寄附金を今後どのように活用するのかということに対して、ちょっとお伺いしたいと思います。寄附金をいただいた収入を振興基金に積み立て、次年度総合戦略、地域づくりに必要な事業に活用するというございますが、現時点では何をしたいという形のものがないのか、その辺町長の思いがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ふるさと納税の今後の使用目的と言いますか、活用方法はですね、現時点では明確なものはありません。というのもですね、果たして他の町村でもそれは様々なんですけども、その使用目的を明確化しているところと、していないところのその違いというのはですね、その町村によってそれぞれ思いがあるんでしょうけれども、本町としてはですね、果たしてその使用目的を明確化するのかどうかというのはですね、未だ答えが出せてないままの状態であります。ただ、今後におきましては基金という形で積み立ててですね、その活用はですね、教育環境の整備、又は福祉、子育て支援などそういう幅広く活用してまいりたいというふうに思っております。私、今年1年間、まだ1年経っていませんけれども、ふるさと納税を納めている方々の気持ちをですね、私も自分の立場として考えたときにですね、自分たちは何に活用してもらいたいから寄附金を納めるということよりもですね、自分たちはその商品が欲しいから納めるという場合の方が結構割合が多く占めておまして、その中で果たして限定して使い道をですね、分けることによってその中で格差が生まれて全く集まらない事業もあれば、多く集まる事業も生まれてしまうのは果たしてどうなのかという問題もありますので、その辺も含めて考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今後いろんな協議の中で、先進的な方向性を見出していきたいと思ひますし、仁木町においてもこの1億というすばらしい成果が1年で見られている。まだこれから情動的にはまだまだ拡大するのではないかとこの予測もされていますけれども、先程もまち・ひと・しごとづくりという点についても取り組んでいかなければならないと思ひます。このふるさと納税返礼品を管理・発送・在庫調整を総括される専門業を地元という、育てていく方向性、先程もちょっと町長も述べてくれましたけれども、その方向性というものが町長としてどうしても実施してもらいたいと思ひますし、町長としてはその方向性を考えていかれるのかどうか、ちょっと再度お伺いしたいと思ひます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これをですね、行政でやっていくとなるとですね、なかなか難しいのでそれを代わりにやってくれる生産者の身近な関係性を持って、このふるさと納税で良い商品を取り扱ってくれるような中間業者がですね、本町にあれば一番良いんですけども、今のところはないと。今後そういう機関がもしふるさと納税に力を入れるのであれば必要だということを考えればですね、農協などそういう専門的な機関もありますので、そういうところとですね、連携を図りながらやっていくことが望ましいのではないかとこのように思っております。ただ誤解していただきたくないのはですね、ふるさと納税を今年1年間寄附があったというふうに結果は出ておりますけれども、じゃあ来年、再来年、それを2億、3億にしていくにはどうしたら良いのかというふうに皆さんは当然思われるのかもしれませんが、先程の仁木町の農産物だけで取り扱うということになればですね、正直1億円望めるかどうかという疑問視も正直あります。というのは本町にはですね、農産物はそういうふうに自由に扱えると言ひますか、ふるさと納

税のために扱える農産物がそれほど確保されているわけでもありませんので、多くの農産物をふるさと納税にシフトチェンジしてしまうとですね、逆に今まで納めていた市場関係の部分とかもですね、減ってしまいますし、その辺のバランスがですね、うまく行っていかなければ、万が一ふるさと納税のブームが冷めたときに、じゃあ今までふるさと納税に農産物を納めていました。じゃあまた市場に切り換えるというわけにはなかなかいきませんので数量を含めてですね、また品質も含めて、今後研究してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長の説明、非常に詳しくお聞きさせていただきました。自分としてもこの新しいものというものについて、先日もお菓子のもりもとさんが町のためにサクランボのジャムを使ってお菓子を作っていただきました。仁木町のお菓子を考えていただきました、この企業開発というものに対しても、なかなか町としても、仁木の特産品をまだまだ活用していく方向性があるのかなという感じもしていますし、その開発していくいろんな点があろうと思います。先程も言われた銀山に居ますヴィクトリーポーク、この豚というもの、今現在非常にこう米を主食にさせて、銀山米を食べていただいて米豚というものを作って飼育されている状況ですけども、こういう米豚というものをキャッチフレーズに地元のもを少しでもこう開発していく以来性がないのかどうかちょっと、先程もちょっと出ていたんですけども、その辺ちょっと前へ進んでいけるのかどうかということを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員がおっしゃるとおりですね、今後の可能性として、本町としてどのようなものに取り組みれば良いのかというふうに考えたときに、ふるさと納税だけに限らずですね、加工品という部分には力を入れていきたい、いかなければならないというふうに思っております。というのもですね、ふるさと納税に関して言えば他町村であります、古平、寿都はですね、加工品を多く取り扱っているがために1年間通してかなり多くの寄附金額を獲得することができていると。本町においては加工品という部分が非常に薄いので、生鮮品だけで勝負していると。従って時期が決まっております、なかなか年間通してのそういう寄附がなかなか集えないというのが現状であります。年間通してこのふるさと納税で売り出していくためには、やはり加工品という部分にも力を入れていかなければならないというふうに思っておりますので、今回、得た寄附額でですね、寄附金で今後その商品開発も含めてですね、活用していくことができたらというふうに思っておりますので、その辺も含めて今後の大きな検討課題として取り組んでいく所存でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）納税していただいて、それこそ返礼品を配っている方々には礼状というものが出されているという形ですけども、それ以後のことをこう納税された方に前向きに何か考えることができるのか、その粗品と一緒に礼状文だけではなく、今後のPR活動というものが、今後前向きに考えていけるのかどうか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ふるさと納税をしていただいた方に返礼品をお送りします。返礼品はですね、直接その生産者の方からお送りしております。お礼状はですね、その返礼品に付けて送るのではなくて、また別途ですね、町の方から直接お礼ということで、お礼の言葉ということで送らせていただいております。

今年の平成27年度に納税してくれた方のお礼状はそれでやっているのですけれども、平成28年度に向けては、今、27年に納税してくれた方にも、また28年お願いしますというようなアプローチをですね、文章になるのか、それともメールになるのかちょっと今検討しているところでございますけれども、何らかのアプローチをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常にこう明解な説明をいただきました。私の質問はこれで終わりますけれども、ぜひとも地域の特産品というものを、ぜひとも町外へ売り出すという形の中で前向きにどんどん進めていただきたいと思っておりますし、その財源がこれからどういように使われるかということも非常に苦労されると思っております。ここに使ってここに使わないのかということもたくさん出てくると思いますが、せっかくこのふるさとチョイスという形の中で発信している中で、少しでも地元のを地元で売って行くという方向性を、少しでも支援していくという形でやっていただければなという考えであります。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7『一般質問』を続けます。一般質問、『地方版総合戦略と第5期総合計画の関係性について』、以上1件について、佐藤議員の発言を許します。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは先に通告してありました、地方版総合戦略と第5期総合計画の関係性について、ご質問をいたします。

国は地方自治体に対して、国の総合戦略に基づき、人口ビジョンを策定し、今後5か年（平成27年度から平成31年度）の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定するよう求めています。本町においては、既に第5期総合計画、これは平成23年度から平成32年度が策定されておりまして、この計画は本町のまちづくりに関わる最上位計画であり、策定にあたっては町の将来像を「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にすまち」と位置付け、町民アンケート、まちづくり団体ヒアリング及び座談会の実施や、公募による審議会委員の方々に参画いただくなど、手作りの協働作業を基本とし、町民と一丸となって取り組んだ計画でございますが、当該計画がどのように地方版総合戦略に反映されるのか、その関係性及び整合性について伺います。また、地方創生では、各自治体のアイディアや首長の力強いリーダーシップが必要不可欠であることから、今後の町のあり方、方向性について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今佐藤議員からの、地方版総合戦略と第5期総合計画の関係性についての質問にお答えいたします。

1点目の、第5期総合計画がどのように地方版総合戦略に反映されるのか、その関係性及び整合性についてでございますが、内閣府が策定した地方版総合戦略策定のための手引きに示す総合計画等と地方版総合戦略との関係では、地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、総合計画等は各地

方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではなく、また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は総合計画等においては義務付けられたものではないということから、地方版総合戦略は総合計画とは別に策定するよう記載されているところであります。また、第5期仁木町総合計画は本町のまちづくりに関わる最上位の計画であること、その計画期間は平成23年度から平成32年度までで総合戦略の計画期間を包含していることから、町の将来像や将来像実現のための基本目標は、第5期仁木町総合計画と同じように総合戦略でも位置付け、総合戦略の主要施策の実施にあたっては、総合計画実施計画に盛り込んでいくことで整合性を図っているところであります。

2点目の、地方創生の今後の町のあり方、方向性について申し上げます。本町の総合戦略は4つの重点項目に絞り進めてまいりたいと考えております。1つ目は、基幹産業である農業などの地域産業の競争力強化や人材の育成、雇用の確保のための元気な産業・雇用支援プロジェクトです。2つ目は、住環境の整備や移住促進、交流人口の増加のための交流・促進プロジェクトです。3つ目は、子育て世代の経済的支援や結婚・妊娠・出産に対する支援のための生き生き子育て・教育支援プロジェクトです。4つ目は、健康長寿社会の推進と地域公共交通の構築のための豊かな暮らしの支援プロジェクトです。総合戦略は、本町が次世代に向けて維持、発展を遂げ、目指すまちの姿やまちづくりにおける理念を明確にするためにも、中期的な施策群の基本的方向及び具体的な施策をまとめたものであることから、各プロジェクトにある施策を確実に取り組むことにより、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても、本町の持続性を確保していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）いろいろご答弁いただきましたが、それでは再質問させていただきます。この総合戦略と総合計画は、今答弁の中では目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではないとのご答弁でしたがけれども、この目指すところはですね、最終的にやっぱり地域づくりで一緒だと思うんですね。そこでこの5期総合計画がスタートして、もはや5年目になるわけです。今回、地方総合戦略を策定にあたりまして、どのように検証され、その結果どう反映されたのか。もうちょっと具体的にですね、ご答弁をお願いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員の質問にお答えしますが、佐藤議員もご存じのとおり本町に限らず、これまで自治体は総合的な指針となります総合計画を策定し、行政運営を図ってまいりました。今回の地方版総合戦略は総合計画とは全く別なものを策定するのではなくですね、総合計画を基にしておりまして、ただ人口減少がこれだけ国内全体で深刻化している中、緊急的に歯止めをかけるためにもですね、各自治体に優先的に政策を進める総合戦略を策定することを求められているものであります。総合計画の検証はですね、総合戦略に取り組むために庁内策定会議におきまして評価をしております。具体的には総合計画の各分野の主要施策ごとにですね、総合計画においても重要なものであるのか、雇用の創出、新しい人の流れを作る若い世代への支援、安心な暮らしと地域連携といった総合戦略の国が掲げた4つの目標に合わせ評価をしております。その上で総合計画の項目ごとにですね、地域課題や新たな施策についても各担当課職員や過去に携わったことのある職員からも意見を求め、チェックシートにまとめ、総合戦略を策定するにあたりまして基礎となる資料を作成しております。またですね、平成23年度からの総合計画により、

町は現在まで銀山中団地や水道事業、そして東日本大震災を踏まえて、防災行政無線、防災備蓄庫などインフラ整備に力を注いでまいりましたし、福祉・教育などの施策につきましても実施してきたところがあります。しかし、人口減少という点におきましては、歯止めをかけるまでには至っていなかったというのが現状でありまして、それも踏まえて地方版総合戦略を策定したところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今累々ご説明、ご答弁いただいたんですが、今のご答弁ではこれまで実施してきたものが継続事業、あるいは東日本大震災によるインフラ整備がメインでございます。それはそれで評価いたしますが、その人口減少問題についてですね、その解消について具体的な取組み状況が説明されておられません。非常に残念に思いますけれども、実際仁木町ではですね、総人口の推移としてはですね、昭和35年、これは1960年当時8326人これがピークですね。それが年々これ以降減ってですね、平成22年、2010年でございますがこの50年間で、これ50年になりますけれども3800人減少しているんですね。それで、その後もどんどんこう人口が減ってきているわけでございます。それで今、全国的に各自治体、人口減少している状況でございますけれども、本当にこう待たなしの課題でございます。それで町長に伺いますが、本町における人口減少の原因、ずばりどこにあるとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本町における人口減少はですね、ご存じのとおり、自然減と社会減の2つの要因があるというふうに考えているところであります。出生数の減少と高齢者数の増加に伴いですね、死亡数が増加傾向にあることが自然減の原因であります。出生数の減少はですね、20から39歳までの女性人口の減少に伴い、年間20数人程度から緩やかに減少傾向であります。死亡数は平成25年度では72人となっております、出生数を大幅に上回り、自然減の原因となっております。一方、社会減は転入数、転出数がマイナスとなっております。近年の統計では年平均17人の減少となっております。これまで先程佐藤議員がおっしゃったとおり、ピークのときよりも平成22年の計画までに3800人の人口減少があったということも事実であります。これまで町がですね、行政として人口減少がそのように局面を迎えている中、何も施策を取らなかったというわけでもありませんでしたし、かといってそのために何かをしたかということもあまり目立った施策はございませんでした。これが自然の摂理なのか、または危機意識が低かったのかって言われればそれまでなんですけれども、うちの本町に限らず、どこの町村でもそういう危機意識というのが非常に薄かったというところがあります。これが全国的に今、人口減少ということで社会問題になっておりまして、国がこの問題をストップ、解決させるために果たして何をすべきかということで、各自治体に人口減少を歯止めをかけるために施策を打てということで、今回総合戦略を各自治体で策定しているところであります。本町としてはこれから人口減少に歯止めをかけるために様々な施策を打ってまいりますので、その辺の部分もご理解していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）事実、私も元職員でしたので、その辺のことは事情はよく承知しているつもりでございます。そのことで関連してですね、次の質問にさせていただきますが、地方総合戦略では東京圏からの地方へ移住促進のための施策ということも一つの目的でございます。それで国もそれを求めておりまして、また地方から地方への移住であれば、単に人の奪い合いということになります。何の意味もないと思います。それで移住者の受入れ等、それは大事な人口ビジョンを考えた上で大事でございますが、まず、住宅

等の、仮に移住者を受け入れようとしてもですね、住宅等の受け皿、そういうものも考えるとですね、なかなか今後の問題で、課題で難しい問題でないかと思えます。今すぐ来たからといってすぐ空き家がある、それをすぐ充てるとかそういう部分で難しい状況になると思えます。それでまだうちの町ではですね、まだまだその移住者受入れに対しての部分に対応が難しいと私は思っております。この総合戦略ではどのような新しい事業をですね、その限りある人、職員ですね、それとお金をどう振り向けていくかが重要と考えております。それで何を残して何を削るか、これが将来的に大変ポイントになってくるのではないかと、要するに選択と集中ということで、私は考えています。何もかもその取り組もうとしてもですね、限界があると思えます。また、その職員の体制を考えるとですね、それもまたできないかと。お金の問題もありますし、できないと思えます。そう考えたとき、まずですね、いかに転出者を抑えるかが重要なことだと思います。そのための施策として、高齢者の皆さんがですね、生き生き安心して暮らせる町、それで若者が定住することができる体制づくりや、その子育て支援などが重要なことであると考えております。町民の皆さんがですね、その安心して住むことができるまちづくりが最優先というふうに、私は考えております。そのことが移住者につながると思えます。それで、町民の皆さんが幸せを感じない町は、誰も関心を持たないと思えます。その辺は町長どう思っているのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員のおっしゃるとおりですね、今後行政として何を残して何を削るのか、その先程おっしゃった選択と集中という部分では、今後行政として多々、多く求められてくるものだというふうに思っております。その中で町外からの人を受け入れるために、では何をしなければならないのか。今いる地域住民の人たちが幸福度を上げるために何をしなければならないのか。様々な問題を解決していかなければならないというふうに思っております。その中でも、少しでも軽減させるためにも、住民の転出を少しでも抑えるため、若者の雇用の場や子育て支援は重要な施策というふうに考えております。このため総合戦略におきまして、企業の立地促進や企業支援に取組み、雇用の確保につなげてまいりたいとそのように考えておりますし、また子育て世代の経済的支援といたしまして、学校給食費の負担の軽減、また中学生以下の子ども医療費の無料化、中低所得世帯の保育料の負担軽減などにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。今まで財政的な理由などからですね、踏み込んでおりませんでした子育て世代の経済的支援を一体的に行うことによりまして、町民の皆さんが子育てしやすい町とっていただけるように、また幸せを感じていただけるような町になるよう努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）いろいろ今ご答弁いただきましたけれども、この総合戦略はですね、いかに職員が汗をかきことができるか、一生懸命になってまちづくりできるかがですね、最大のポイントであると考えております。その人口減少問題は端的に言いまして、学校や働く場所がない。ですから若者が出ていくということだと思っております。企業立地、企業誘致とかですね、そんなご答弁もありましたけれども、言うことは非常に簡単です。非常に難しいことです。これは昔からもう町も、仁木町もですね、そういうものに取り組んできました。その経過があります。なかなか難しい問題でですね、そうは簡単にいかないと思えます。それで今現在、町を何とかしようというですね、職員の意気込みがまず感じられません。それは私だけではないと思えます。その何かその担当者だけがもがいているように感じ取ってならないんですね。

それでその町長以下ですね、職員が一丸となって取り組んでいってほしいと思います。それでこの部分についてはですね、今後も追求していきたいと思っております。

次に、町は常に町民と協働のまちづくりと言いながら、地方総合戦略についての取組み状況などが、どのような方法で町民の方々に情報提供されているのか。広く町民の方々に関心を持ってもらうことも重要な施策と考えております。また、今後どのような形で町民の皆さんと協働によるまちづくりを推進していくのか。具体的にお尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程の職員に関してのことですけれども、正直職員もですね、必至に頑張っているんですよ。先程の何を削って何を残すかという部分でなかなかバランスが取れてない中で、正直何も削れないでそのまま抱えて行政運営をしているというのが率直なところでもあります。その中で人数も限られている中で、なかなかスリム化を図れないで、すべての業務を担ってまた新しいことをやるとなると、やはり職員は疲弊してしまいます。これ以上職員を増やすこともなかなか財政的にも厳しいので、ただ1人当たり、職員1人当たりに対してですね、住民の抱える人数というのは、他の町村よりも多い中で、今後どのような行政運営をしていかなければならないかというのは、本当に大きな課題として私も捉えているところでもあります。私もですね、なかなか職員に対して、きちんとした管理そういう指揮をですね、取れてないということもあるのかもしれないけれども、ただ私が思うに、私が職員に対してあれをやれ、これをやれと言ってもですね、本人、当事者の皆さんがですね、職員のみんながやる気を持って何のためにやるのかという部分がなければ、やはりなかなか前に進まないのが現状であります。やはり職員が自分なぜやらないのかという意識をですね、自分で変えることによって前に進み出すものだというふうに私は思っておりますので、そのためにはまだまだ時間はかかるかもしれませんが、その辺は私も職員一丸となってですね、これからの厳しい時代を戦い抜けてまいりたいというそういう強い思いでありますので、ご理解していただきたいと思っております。そして、今回の総合戦略の取組みの状況の広報の部分の質問につきましては、町の広報紙にはですね、記事の掲載はございませんが、仁木町の公式ホームページに10月13日にですね、仁木町まち・ひと・しごと創生についてという総合戦略に係る情報を載せております。具体的には、まち・ひと・しごと創生法に基づき、仁木町でも仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成することや、町内外の方々に構成する有識者会議を設置したこと、町民アンケートを実施したこと、その結果概要を情報提供させていただいております。また総合戦略が完成後につきましては概要版を作成し、町民の皆様にお配りさせていただくとともに、ホームページにもプランを載せていきたいというふうに考えております。今後どのように協働によるまちづくりを推進していくかについてであります。総合計画におきましても、まちづくりの基本姿勢として協働のまちづくりを積極的に推進することとしております。今回の総合戦略策定にあたりましても、子育て世代の母親や新規就農者で転入してきた方など、町民の皆さんに直接ご意見をいただいていたところがございます。行政と町民の皆さんが町の課題などをですね、情報共有できるようこれからも積極的にしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご承知していただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、職員の部分についてもですね、いろいろ町長の方から非常に苦しいご答弁をいただいたところがございますけれども、実際本当私、時折職員の方とお話しさせてもらう機会も議員になっ

てから多くなりました。やっぱりその各職員が頑張っているのはわかるんです。ただ、日常業務に追われて大変なのはわかるんですが、逆にそのここで言うて良いのか悪いのかですね、巷では臨時職員の方が仕事できると。あるいはその嘱託職員の方が仕事ができるというそういう変なうわさもですね、出ているのが事実です。その辺もですね、ご理解していただいた上でですね、私もそのいろいろ職員の皆さんとお話しさせてもらってですね、どうもこう噛み合わないんですね、私いつも言っているように縦横の連携が取れていないような気がします。皆さんそれぞれ優秀なんですよ。それを生かすも殺すもですね、町長にかかっていますし、職員の皆さんもですね、やはり町長はですね、失礼な話、行政は初めて関わる方だと思っています。ですから町長に対してどれだけ職員の方がですね、サポートできるか、これにかかっていると思います。いくら町長がもがいてもですね、限りがあります。やはりベテランの課長さんたちは行政の経験者、有識者ですから、どんどん町長にですね、サポートしてあげてほしいなと私は思っています。それはされているかもしれませんが。その辺がよく見えないというか、その辺が批判的な話にもなってきますし、そうでないとこれから総合戦略進めていけるでしょうか。私は本当不安に思います。ですから何とか職員の皆さん方にですね、頑張っていたきたいと思っております。

次にですね、そのブランド化についてですね、ちょっとお話、ご質問させていただきます。本町はまだ、まだまだですね、知名度が低く、管内の小樽市やニセコ町などは相当知名度が高くて全国区であります。地名そのものがブランド化されていると私は思っています。仁木町も商品開発して、それをブランド化するのも良いんですが、その前にやはり仁木町というのをブランド化する方向での施策が大事ではないかなと私は考えています。そのためにはコンサルタントばかりですね、頼ってもだめです。やはり職員を中心にですね、地元の方で議論し方向を定めるべきと私は考えております。しかしながら、町の人だけでやるとですね、町の良いところ、悪いところ中々その気付かない部分が多々あると思います。地域の本当の強みを出すためにもですね、外からの視点で見てもらうということで、専門有識者を招いてですね、議論を深める場があっても良いのではないのでしょうか。これ前にも、私は町長にご質問した経過があります。そこで、それを町長にですね、匿名でもよろしいので官民連携したシンクタンクのようなものを組織していただいてですね、一緒に困りごとを解決していくというそれが本当、本来の地域づくりじゃないかなと私は思っています。その点、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）冒頭の職員に対しての発言に対してでありますけれども、臨職や嘱託よりも正規職員が仕事を劣っているというような発言がございましたけれども、私はそんなふうには思っておりません。今回先程の私、開会の時の冒頭の挨拶でも話をしましたけれども、先日地域しごと創生会議で、千歳市で石破大臣が来られた時に、本町で取り組んでいるワインツーリズム・プロジェクトが全国の先行事例として、いくつもある中で取り上げられました。これを作り上げたのもうちの農政課職員でもありますし、それぞれの課が皆さん意見やアイデアを出し合って出した結果、そのように評価されたと思います。全国でこれだけ取り上げられるプロジェクトというのはそうそうないと私は思っています。それができる、作り上げることができる職員だというふうに思っていますので、ただ、皆さんからして見れば、まだまだ不足している部分は多々あるかもしれませんが、その辺は今後きちんと縦横の連携を図って組織が一丸となってやっているというのを町民の皆様にも周知しなければ、皆さんもご理解していただけないというふうに思っていますので、そういう努力は私も含めてしてまいりたいというふうに思っております。先程の

そのようなシンクタンクを作るべきかどうかという質問に対してでありますけれども、私も佐藤議員と全く同意見であります。ニセコ町、倶知安町がですね、今このように世界的に有名なスキーリゾート地として有名になったのは、決して行政だけの力でもありませんし、地域住民の力でもない、外資の企業が勝手に進めたわけでもありません。そこにはですね、観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成があったからであります。地域の稼ぐ力を引き出すとともにですね、地域の誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりを基幹する、そのような機関が私は必要だというふうに思っております。先程申し上げましたとおり、多様な関係者の合意形成とは何かというふうに申しますと、行政をはじめ、地域住民、商工業者、交通業者、本町には宿泊施設はありませんけれども、近隣町村にあります宿泊施設、またこれから本町にできるであろう宿泊施設、又は生産者、その様な様々な分野の方々の専門家の集まりが必要であります。これを難しい言葉で言えばDMOって言うんですけども、このDMOとは何かって言いますとですね、略してDestination・Marketing・Organizationって言います。このDMOとはですね、地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光のプラットフォーム組織を指しております。欧米では一般的でありますけれども、まだまだ日本では行政、観光業、又は地域住民の立場がそれぞれ分断されている現状がありますので、今後そのような組織づくりというのが必要なのではないかなというふうに思っております。このDMO組織というのはですね、先程も申し上げました地域しごと創生会議で先行事例として取り上げられた事例の中ではですね、ほとんどがこのDMOづくりをしているんですね。特に、私は関心を持ったのは帯広はですね、非常に意識が高くですね、帯広市は本町よりも大きな自治体でありますけれども、その市民だけで観光地づくりをするには限界があると、これから帯広を北海道一、日本一にしていきたいためには、やはり専門的な知識が必要だということで、そういうDMOという組織を作ってですね、専門家を集めて様々な角度で観光地域づくりをしていこうという姿勢が今、前向きに進められているところであります。私もこの組織をですね、本町に設けることが急務であるというふうに考えておりますので、これを行政で作るということではなくて、他の法人や又は組織を立ち上げて、そこに行政が参画して、地域住民も参加して関係者、民間業者、皆さんが集まって今後のまちづくりを進めていかなければですね、やはり限界がありますので、今後そのような形で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）私も職員の皆さんにつきましては大変厳しいことを申し上げましたけれども、そういうこともあるということで、町長も認識してほしいと思います。それで先日のテレビで総合戦略についてですね、特番がありましてご覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、その中でもですね、外からの視点が重要ということも議論されておりました。ぜひこのシンクタンクの設置をですね、私も強く望みますので、よろしくお願ひしたいと思います。また全国的に見てですね、その常に町のことを考えている自治体はそれなりの戦略を講じているということで、それも紹介されておりました。それが全体の1割程度、戦略を進めている1割程度かなということでした。他のやっぱりその町村はですね、自治体はやっぱりもがいているという、ありきたりと言いますか、そういうような計画だという戦略だということで紹介もありました。仁木町もぜひですね、この1割に入るような努力してほしいと思います。次にですね、交流人口という分ですね、その町が増やすということで、町が観光協会とですね、観光ルートを決めて、都会の方々にモニターツアーを企画してはどうでしょうか。それで、仁木町の魅力を知ってもらってです

ね、それが口コミになって、仁木町をアピール、PRをしてもらえないかなと思います。例えば、女性をターゲットにしたですね、女性はこのようなツアーとかですね、非常に関心が強いと思います。それで行動力もありますし、発信力もあります。それで女性を対象にしたツアーを組んではどうかというふうに思っております。ルートについてはまだまだ仁木町にですね、観光の他に例えば景観とか、まだ我々も知らないところがたくさんあると思うんですね、それで町民の皆さんからですね、その公募によるこういうところが良いんじゃないですかというような公募を募ってですね、そういうものもそのツアーの中に入れて行くというような方法もあると思いますが、とにかく何かこう発想してですね、チャレンジしていくというチャレンジ精神、町長どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現在、町内の観光としてはですね、果樹観光が主体でバスを利用されている団体客とマイカーを利用する個人客がいます。バスを利用される団体客はですね、旅行会社が企画する旅行商品も多くですね、仁木町のほか、積丹・余市など、近隣町村での観光と併せての商品が多いのが現状であります。私も普段JRに乗ることがあるんですけども、なかなかですね、そういう意味では観光地として果たして発信力がまだまだ乏しいのではないかとこの部分もありますので、今後観光協会と含めてですね、駅で降りた観光客に対しても、またマイカーで来る観光客に対してもですね、今後どのような観光資源、魅力的な観光資源を発信することができるのか、行政、そして観光協会、そして様々な分野の方々と話し合っ、そういう資源づくりをしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）もう時間となりましたので、何点かまだまだ聞きたいことがあったんですが、最後にですね、地方創生について、町民の皆さんに関心を持ってもらうことが重要だと思うんですね、それで将来町をどのようなまちづくりにしていっていいのかなかですね、中学生を対象にですね、子ども議会を開催してはどうでしょうか。そのことで広く町民の方にもですね、関心を持っていただけるのではないのでしょうか。和寒町ではですね、今年視察行ってきましたけれども、和寒町では毎年3月定例には中学生がですね、議会傍聴しているということです。ですから、何らかの形でですね、子どもたちにもですね、何とかその仁木町のまちづくりに関心、あるいは議会に関心を持ってもらうような施策を講じてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員のおっしゃるとおりですね、今選挙権も18歳からということになりますので、子どもたち高校生、中学生含めて、議会に興味を持ってもらうということよりも、町に対していかに関心を持ってもらうかということが必要でありますので、今後そのような企画も考えていきたいと思ます。以前も仁木町では、議会ではそういう中学生の子ども会議みたいなものやっていた経緯があるというふうにお伺いしておりますので、その辺も含めてうちの美濃副町長の方からお話させていただきたいと思ます。よろしくお願ひします。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）それでは、佐藤議員の質問にお答えをしたいと思います。子ども議会は私も必要であるし意義があるというふうに思っております。中学生に限らずですね、小学生も対象にしてやればもっと良いのかなと思っております。私が議会事務局にいたときに、現在の角谷教育長と一緒に事務局をやっていたときにですね、議長や議員の皆さんと協議をして、議会が主催で子ども議会をやりました。当然

そのときには町の理事者、あるいは教育委員会の方にも相談を持ちかけてやった経緯があります。これによりですね、子どもたちあるいは当然傍聴の父兄の皆さんも来ますので、議会の仕組みだとか議員の活動について知っていただける良いチャンスだというふうに思っております。当然あの質問者は小・中学生であり、答弁者は町の理事者、そして町の幹部も皆こういう形で来るということで、当時傍聴席に父兄の方が随分並んだ記憶があります。それともう一つ、この議場というのはですね、非常に音響効果も良いんですよ。そしておしゃれにできているし、町民があまり傍聴に来る町民があまり皆さんわからないので、そのときに同時にですね、演奏会も議会主催でやりました、この場所で。どういう演奏会と申しますと、今年の功労者表彰式の時にアトラクションで弦楽四重奏を聴いたと思いますけれども、議員の皆さん、牧野さんを主体にしたあのグループです、あのグループを呼んでですね、ここで演奏会をやって、議会主催で演奏会をやったことがあります。演奏者はこの右端のところに4名ですから、そして各皆さん座っていると傍聴席、我々の席に町民の皆さんもお呼びして、そうですね、70名から80名ぐらい集まったと思います。町も協力いたしますので、ぜひですね、もう一度議会主催でやっていただけないかなというふうに私思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、質問を終わりますけれども、私もあの2回ほど子ども議会は管理職の時に経験しております。非常に良い企画だと思います。それで先程私いろいろ厳しいことを申し上げましたけれども、何とかあの職員一丸で町長以下ですね、一丸となってですね、総合戦略を突破口としてですね、良いまちづくりを進めてほしいと思います。以上で終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『男女共同参画社会形成の促進について』、『ピロリ菌の検診・除菌の推進について』、以上2件について、住吉議員の発言を許します。住吉議員。

○3番（住吉英子）男女共同参画社会形成の促進について。女性も男性も一人ひとりが、自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保し、活気あるまちづくりを推進するため、また高齢者世代や若年世代にとって住みよい町にするために、男女共同参画は不可欠と考えます。男女共同参画社会基本法が制定されてから16年が経過しております。北海道においては、平成13年に北海道男女平等参画推進条例が制定され、平成14年に北海道男女平等参画基本計画、平成20年には第二次計画が策定されました。本町の男女共同参画社会の形成について、各種行政委員の男女構成割合はどうなっているのでしょうか。また、町長は男女共同参画社会の形成をどのように推進していくのでしょうか。以上2件について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今住吉議員からの、男女共同参画社会形成の促進についての質問にお答えいたします。

1点目の、各種行政委員の男女構成割合はどうなっているのかについてであります。町が委員を委嘱しております委員会等の構成人数は、男性が94名で女性については26名でありまして、構成割合といたしましては男性が78%、女性が22%となっております。

2点目の、男女共同参画社会の形成をどのように促進していくのかについて申し上げます。本町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進展、経済の長期低迷、情報通信の高度化及び家庭形態の多様化など、絶え間なく変化している中、町民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や世代に捉われずその個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮

できる男女共同参画社会の形成を促進する必要があります。それを実現するためには、女性の人権の確立、政策・方針決定の場での男女平等の推進及び女性に対する暴力の根絶などの取組みが必要と考えておりまして、行政だけではなく町民はもとより、事業者等を含めたすべての人が町と連携して取組みを進めていくことが重要と考えることから、行政、事業者及び町民の意識の一層の醸成を図るため、計画的に推進できるよう体制の整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）何点か質問させていただきたいと思います。1点目で答弁いただきました、各種行政委員の男女構成割合について、各委員会の男女構成人数をもう少し詳しくお知らせください。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）委員会等ですね、構成メンバーですけれどもとりあえずですね、今のところは22ですね、委員会等で女性の方が26名委員として活動されております。それで一番多いのがですね、社会福祉委員でありまして、これ民生委員も兼ねておりますけれども、それがその方ですね、男性が4名、女性が9名ということで計13名ということになっております。あとの関係はですね、教育委員会委員が女性が2名、あと表彰審議会の委員がですね2名、民生委員推薦委員会委員が2名、あと仁木町子ども・子育て会議委員が2名、あと文化財審議委員会が女性が1名、あと社会教育委員が2名、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員が女性が2名でありまして、総数が女性が26名ということになっております。以上であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）男女構成人数ということで、全体的な数と男女の数が知りたかったんですけども。良いですか。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）22ですね、委員会等でですね、男性が94名と女性が26名で総数が120名となっております。以上であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）じゃなくてですね、要するに民生委員、先程13名のうち男性4名、女性9名という比率でした。その他のですね、女性の人数は聞いたんですが、全体に構成する人数が何人で、男性何名、女性何名とっていただかないと、構成比率がわからないので、そこら辺をちょっと知りたいんですが。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）失礼しました。22ですね、委員会等で、まず一番目がですね、選挙管理委員会、男性4名です。女性はおりません。あと、教育委員会委員がですね、男性が2名、女性が2名で4名であります。あと監査委員です。議会選出の委員を除きますので、男性が1名、女性はおりません。あと、固定資産税評価審査委員会委員がですね、男性が3名、女性はおりません。あと、情報公開審査委員会委員が男性が2名、女性が1名で3名であります。計3名であります。あと、個人情報保護審査会委員が男性が2名、女性が1名、計3名であります。あと、青少年問題協議会委員が、これは議会選出の委員を除きまして男性が3名、女性が1名、計4名であります。あと、表彰審議会委員会委員がこれも議会選出の委員を除いております。男性が1名、女性が2名であります。あと、国民保護協議会委員が男性が9名、女性はおりません。障害者自立支援協議会委員が男性が5名、女性が1名、計6名であります。社会福祉委

員、これ民生委員でありますけれども、男性が4名、女性が9名、計13名であります。あと、民生委員推薦委員会委員、これも議会選出の委員を除いております。男性が3名、女性が2名であります。あと、老人ホーム入所判定委員会委員がですね、男性が2名、女性はおりません。あと、地域福祉計画推進委員会委員が男性が6名、女性はおりません。あと、仁木町子ども・子育て会議委員、これは男性が7名、女性が2名で計9名であります。あと、福祉有償運送等運営協議会委員、これも男性が5名、女性はおりません。予防接種健康被害調査委員会委員、男性が3名、女性はおりません。国民健康保険税審議会委員、これも男性が5名で、女性はおりません。あと、町営住宅入居者選考委員会委員、これも議会の選出を除いております、男性が3名であります。あと、文化財保護審議会委員、男性が4名、女性が1名。あと、社会教育委員、男性が8名、女性が2名で10名であります。まち・ひと・しごと創生有識者会議には男性が12名、女性が2名であります。トータルしますと男性が94名、女性が26名、総数で120名の委員を委嘱しております。以上であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ありがとうございます。いろいろと男女比率、女性が構成の中に入っていないということもわかりました。全体としましては22%が女性になっているということで、内閣府男女共同参画局では社会のあらゆる分野において2020年、平成32年までに、地位的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという目標を掲げており、地方自治体においても同様の取組みが期待されているところでございます。本町の第5期仁木町総合計画の中に、男女共同参画の促進についての基本方針と主要施策として、女性委員等の積極的登用、また審議会等への女性の登用率、平成32年度目標30%と目標が明記されております。本町の住民構成は11月20日現在で男性が1669人、女性1781人とおよそ男女半数ずつで構成されております。男性、女性相方にとって住み良い町となるためには、両方の意見を均等に取り入れることが必要なことと考えます。男女が社会の対等な構成員であることから、あらゆる分野の方針決定に参画する機会を確保することが必要であると考えますが、今後委員の選出等について、町長のお考えを伺いたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、これまで本町は男性の比率が委員も含めて、職員も含めて割合的に多かったというのは決して意図的にやったわけではないということは、もちろん議員もご理解していただけるというふうに思いますけれども、ただただなかなか女性が委員を委嘱するにあたってですね、なかなかそれぞれの団体組織がですね、それに加入している女性の数がやはり圧倒的に少ないがためにですね、それぞれの団体から代表者を委嘱してもですね、男性ばかりがどうしても増えてしまうという状況になっております。今後そのような構成も含めてですね、今回地方版総合戦略を策定するにあたりまして、特に女性の声を多く聞きたいという思いからですね、人数は14名中2名かな、女性の比率でありますけれども、それ以外にも子育て世代の女性の方々からも多く意見を聞き、それは子育てに関することでありまして、女性の方々の意見もいただきながら、またそれ以外の分野に関わることも女性の声をなるべく社会に反映できるような、そんなものにしていきたいというふうに思っておりますので、今後はそのような構成づくりをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。平成23年12月の定例会、前町長でございましたけれども、一般質問で

地方防災会議に女性委員の登用推進について、お伺いしたことがあります。その時は男性が全員、いろいろな部分での男性であったんですが、その後どのような取組みが行われてきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）防災会議の女性委員数及び登用の数でございますけれども、防災会議の委員は各防災関係機関の充て職となっております。21名で構成されておりますが、そのうち女性委員につきましては1名であります。女性委員の登用につきましては、避難所運営に関する女性の視点から長期にわたる避難所生活で、女性が必要とするものは何なのか、これは女性にしかわからないことも非常に多いと思っておりますので、今後防災会議の女性委員の数につきましては、何らかの方法で増やしていけるかどうか考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今おっしゃいましたように、東日本大震災後にですね、特に明らかになったのが、避難所運営に関する女性の視点の重要性です。生活に密着している女性ならではの乳幼児や高齢者に対する配慮等、女性の視点を積極的に取り入れることにより、あらゆる防災対策の充実につながると考えております。今後におきましても、地方防災会議に女性委員の登用の推進を取り組んでいただきたいと思います。今、おっしゃっていただきましたように、今後少しでも女性の声を入れていただければと思います。

次に、第5期仁木総合計画の男女共同参画の促進の主な施策として、男女共同参画社会に向けた広報、啓発活動の充実とあります。誰もが男女共同参画の理念や社会的性別の視点についての正しい理解と、男女共同参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう様々な機会を通じ、多様な媒体を有効に活用して、きめ細かな広報、啓発活動を積極的に行うことが必要と考えます。本町は今までどのような取組みをしてこられたのか、また今後この取組みについての質問をしたいと思います。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）広報・啓発につきましてはポスター及びパンフレットをですね、庁舎内に掲示、又は設置して町民の方に周知しております。また、今後におきましては、町ホームページ及び町広報紙を積極的に活用する考えであります。以上であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）2点目の答弁の中で行政、事業者及び町民の意識の一層の醸成を図るため、計画的に推進できるよう体制の整備を検討とありましたが、この意識の一層の醸成を早めるため、また強めるためにも推進委員会等が必要ではないかと思っておりますが、推進委員会の設置についての考えをお聞きいたします。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）男女共同参画社会基本法につきましては議員仰せのとおり、平成11年にですね、施行されまして男女共同参画社会の実現をですね、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けられております。現在ですね、本町におきましては男女共同参画推進条例等の整備は行っておりませんが、今後ですね、条例等の整備を検討しながら、男女共同参画社会のですね、実現を目指して町民、事業者の皆様と協働していきたいと考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）この道内で計画策定を行っているのは179市町村の中で、現在42市町村23.5%となって

おります。策定率が全国都道府県の中で最下位となっております。後志管内では倶知安町と余市町がもうすでに策定をされております。計画の策定は努力義務とはいえ、男女共同参画については意識啓発は元より、社会を構成するすべてに関わることを考えます。男性も女性も性別によってではなく一人の人間として能力を発揮できる社会を築くことが、男女共同参画社会の目的ではないかと思っております。本町においての男女共同参画計画策定の推進を求めていきたいと思っておりますが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員のおっしゃるとおりですね、今後男女共同する、参画する機会をですね、本町としても取り組んでいかなければならないと思う反面、現状としてどれだけ皆さんが意識を持っているのかという部分ではですね、まだまだそういう意識がまだ足りないのかなというのが実感であります。平成21年にですね、内閣府で行ったアンケート調査によりますと、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという考え方について、全体では賛成が41.3%、反対は55.1%とこうした考え方が時代とともにですね、徐々に変化はしているものの、まだまだそういう根強くそういう意識が解消されてない現状を考えますと、まだまだ動きとして鈍いのかなと。本町としても今後そういう男女共同参画社会を促進するためにはそういう機会を、協議会を作るかどうかは今後検討するとして、そういう機会を作って、皆さんに意識を変えてもらう必要があるのかというふうに思っておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ここでは1つの例なんですけれど、女性女性でなく、逆に男性からの意見としても今、育メン、子育てを応援してくれるお父さんが非常に増えております。その中でお父さんが子どもさんを抱っこして、例えばおむつ替えをしたい。男性トイレに行ったときに要するに子どもをこう座らせるものはあっても、おむつ替えをするベビーベッドがないというそういう現実で、非常にもう探しながら大変苦労したというお話もあります。だから昔のようにお母さんがすべて子育てするという時代も、考え方もこういろいろ変わってきている多様化されていると思います。そういう男性の声も逆に言うところということで、やはりいろいろ行政の方も考え方もいろいろと多様化していかなければならないんじゃないかと思っておりますので、この計画策定の推進を求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7『一般質問』の議事を続けます。一般質問、『ピロリ菌の検診・除菌の推進について』、以上1件について、住吉議員の発言を許します。住吉議員。

○3番（住吉英子）ピロリ菌の検診・除菌の推進について。日本人の罹患率が最も高いと言われる胃がんは、毎年12万人が発症し、約5万人が亡くなっています。胃がんは、がんによる死因のうち、肺がんに次いで多く、胃がんの98%がヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）の感染による胃炎が原因と言われております。世界保健機関（WHO）の専門組織、国際がん研究機関は、昨年、全世界の胃がんの約8割がピロリ菌の感染が原因であるとの報告を発表しました。この報告書ではピロリ菌の除菌で胃がんの発生を3から

4割減らせるとして、各国の事情に応じて除菌による胃がん予防対策を検討するよう求めています。ピロリ菌の除菌については、以前は胃潰瘍や十二指腸潰瘍に症状が進行していなければ、保険が適用されていませんでしたが、平成25年2月からは、内視鏡で慢性胃炎と診断された人には、除菌治療に保険が適用されることになりました。胃がんは早期発見により治癒することができる病気と言われています。最近、血液検査により、ピロリ菌の有無を調べ、胃がんの発症リスクを判定する胃がんリスク検診を導入する自治体が増えています。胃がん撲滅対策として、本町の胃がん検診に、ピロリ菌検査や胃がんリスク検診を導入すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、ピロリ菌の検診・除菌の推進についての質問にお答えいたします。

胃がん撲滅対策として、本町の胃がん検診にピロリ菌検査や胃がんリスク検診を導入すべきと考えますがについてであります。本町では胃がんをはじめ、がんの予防及び早期発見の重要性を強く認識しており、健康増進法に基づき国が定めるがん検診実施のガイドラインに従って健診を推進しております。本町の胃がん検診につきましては、毎年十数回の集団検診を実施しておりますが、過去3年間の受診数、受診率は横ばい傾向にありまして、予防意識が高まっていない状況にありますので、受診率向上に向け努力しているところでございます。また、今後、胃がんの早期発見、早期治療を行い、胃がんの死亡率を更に減少させるために、これまでの胃がん検診（バリウムによる胃エックス線検査及び内視鏡検査）に加えて、潰瘍や発がんと深い関わりがあるヘリコバクター・ピロリ菌（通称ピロリ菌）の感染の有無を調べるピロリ菌検診をオプション検査として導入することについて、検診機関と協議してまいりたいと考えております。なお、胃がんリスク検診は、ピロリ菌の感染の有無を調べる検査と胃炎の有無を調べる検査を組み合わせ、胃がんになりやすいか否かをリスク（危険度）分類するものですが、検診コースに胃がん検診が含まれている場合は、ピロリ菌検査を行うだけで胃がんのリスクを評価することが可能となっております。ピロリ菌は胃がん発症の要因ではありますが、食生活の乱れやストレス等、他の要因も重なることで、胃がんのリスクが高くなるとされておりまして、今後はこのような知識の普及や啓発活動を強化していくことも必要であると考えております。いずれにいたしましても、ピロリ菌除菌により胃がん発症を抑制することは大変重要なことでありますので、医療機関とも十分相談しながら、今後胃がん撲滅に向けた対策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）厚生労働省の人口動態統計によると、日本人の2人に1人が生涯がんにかかり、男性の約4人に1人、女性の約6人に1人ががんで亡くなっております。日本人のピロリ菌感染者は約3500万人とも言われ、水道などの衛生環境が整っていなかった時代に幼少期を過ごした年齢層に感染者が多いと言われております。平成19年では65歳以上の高齢者が約4万人で、全体の80%を、亡くなる確率が80%を示しておりました。平成32年頃には胃がん死者数は約7万人に達する可能性が高いと予想されております。また若者世代では発生が少なく、また人間ドックや職域・地域での検診を受けて早期発見され、治療を受けているので死亡者数が少なくなっていると考えております。答弁をいただいた中で、これまでの胃がん検診に加え、ピロリ菌の感染の有無を調べるピロリ菌検診をオプション検査として導入するという、検診機関と協議していくとの前向きな答弁をいただきました。このオプション検査とする導入について、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）ピロリ菌検査でございますけれども、現在でも短期人間ドックを行っている、うちでやっています、円山クリニック、森胃腸内科医院では既にオプション検査でピロリ菌の検査は行うことができる状況にあります。ただし、オプションですからすべて自分が全額負担ということで受けていただいている状況です。その他に今、町で行っていますのは、町内の町民センターですとか、銀山・大江センターで実施しています、集団検診あるんですけれども、そこではまだピロリ菌検査、オプション検査で現在は行っていない状況にありますので、次年度以降その集団検査でも、町内で行う場合でも、血液検査によるピロリ菌検査になると思うんですけれども、実施できるよう現在検査機関とお話している状況にあります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）町内の集団検診でも血液検査を導入しようとしていただいているという、保険適用になって本人は約6000円ぐらいで自己負担でできるようになったんですけれども、町としてやはりあの早期発見する、早期治療、大事な命を救うという意味でもこのピロリ菌検査等のその費用の助成とかというものについては、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）現在町で助成している部分でございますけれども、国のガイドラインに載っている検査項目、例えば胃がん検診でありますと、胃部エックス線検査、バリウム検査ですけれども、あと子宮頸がん検診だとか、ガイドラインに載っている部分につきましては、一部助成を行っている状況にあります。ですけれども、ピロリ菌検査やリスク検診につきましては、只今、国の方でも新しい指針の検討会議を実施しているところであります、その中ではその検診やピロリ菌検査のお話も検討されております。それで、現在はそういう状態ですので、もしそのガイドラインに検査項目等、新しい指針でなった場合には助成も検討していきたいと考えておりますが、現在はオプション検診ということで自己負担でお願いしたいと考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）保険適用後1年の除菌実績は出荷ベースで約130万に上り、内視鏡検査100件当たり1件の胃がんが見つかるため、保険適用の効果として内視鏡検査で年間1万人超が新たに胃がんと診断され、そのほとんどが早期だと推定されると分析しております。対策が進めば5年後の平成32年には死者数は3万人まで減らし、医療費も2から3割は抑制できると予想されているところであります。また、高齢者の胃がん死亡に対する予防対策は、より元気な65歳から74歳の前期高齢者を対象とした取組みが非常に大切になってまいります。広島県で実施されたペプシノゲン法、胃粘膜の萎縮による20年以上にわたる研究は、主に高齢者の胃がんの死亡率減少効果を証明し、高齢者の胃がん減少、死亡減少のための対策として、ペプシノゲン法が有効であるということが示されております。またピロリ菌感染から胃粘膜萎縮の症状が進み、最後はピロリ菌も生存できないほど悪化した後、胃がんに移行するプロセスを経ることから、まず血液検査により胃がんリスクをA、B、C、Dの4種類に分類し、A判定、超低リスク群＝ピロリ菌に感染していない人以外の方は内視鏡で精密検査を行った後、症状に合わせて、除菌治療を行い、血液検査による胃がんリスク判定と内視鏡検査をセットにして、実施するメリットはこの採血検査から入るため、身体的負担が軽減されることや内視鏡の無駄打ちがなくなる、またバリウム検査を廃止できるなど、医療費削

減に多大に効果があると思われております。仁木町の第5期仁木町総合計画に仁木町健康づくり計画、健やか安らぎ健康プラン、平成23年から32年までなんですが、特定健診審査受診率について、40歳以上の国民健康保険加入者が1年間に特定健診審査を受けた人数割合を平成32年に目標65%と示されておりますが、現在、この受診率はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）特定健康審査の受診率の関係でございますけれども、25年度まで数字がありまして、平成23年度が18%、それで24年度が25.54%、25年度が23.91%とまだまだ低い状況にあります。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）なかなかあの受診率が伸びてないということで、今後もまたその目標達成のために取り組みをすることが大切だと思います。バリウムを用いた胃がん検診での早期発見も大変重要ですが、胃がんの芽を摘む早期予防は更に重要であると考えます。本町ではこの従来のバリウムを用いた胃がん検診の受診率は、決算委員会で質問した答弁では10%というふうに聞いております。非常に低い数字だと思いますけれども、本町としてもこの40歳以上の特定健診の項目に、ピロリ菌血液検査を追加してはどうかと考えますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、40歳以上から制限を変更したらどうかという話でありましたけれども、今先程川北課長からもお話ありましたとおりですね、今国のそのがん検診のあり方に関する検討会というものが行われておまして、そこで協議されておりますから、そこでガイドラインが示された段階で、本町としても独自の対策をですね、考えてまいりたいというふうに思っております。確かに早期発見であればあるほどよろしいかというふうに思いますけれども、なかなか本町のですね、そういう普及活動も合わせて行い、それでもなおかつ受診者が少ないのであれば、また新たな手を打ってですね、なるべく多くの方々に受診をしていただけるような対策も今後考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今後検討課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）胃がんも生活習慣病の一つでもあるというところから、がん予防には幼少期からの習慣付けが何より大切であると思います。早期学校教育における健康教育がますます重要になってくるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）学校ということとちょっと外れるかもわかりませんが、その知識の普及ですとか啓発活動の関係なんですけれども、今の新年度予算を策定している段階で一応考えておりますのが、町内の循環器のお医者さんに年2回ほど医療関係のお話をしてもらいたいと考えております。その中で内容については、今おっしゃった生活習慣病の予防ですとか、がんの予防の関係、その中でまたピロリ菌の検診の重要性などもお話していただきたいと考えているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）やはり児童、子どもさんですね、小学生、中学生、高校生、やはり若い世代の方たち

にもそういう教育が大事なかなと思います。またその若い世代の方のピロリ菌感染というのは非常に少ないんですね、若い世代に検査をしているとなったら、除菌をすることによって、胃がん予防が非常に高くなるとわかっていることから、ある地域でも最近、中学生の生徒全員に無料でピロリ菌の検査を行っている地域も報告されているところでもあります。本町においても、これからの中学校3年生ですとか、そういう部分で検診をしていくという体制についてはいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）若ければ若いほど早期発見をした方がですね、良いというふうには当然思うんですけども、なかなかそういう状況にまでですね、なかなか今、町の財政全体を考えてもなかなかそこまで携われないというのが本音でありまして、しかし今後より多くの健康な方々を増やすためには、やはり早期発見も一つの対策だというふうにも我々も考えておりますし、先程も申しましたが、若いうちから様々な普及活動をして、いろいろ知識や又は危機管理というものを自己管理ですね、そういうものを認識していただく環境整備というのも必要だというふうに捉えておりますので、今後そういう形で対策を考えていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）血液検査からこの胃がんの検診ができるということは先程も言いましたが、本人も非常に身体的な負担も軽減されますし、費用の面でも非常に安く済むということから、この胃がんリスク検診、胃がんそのものを減らすという胃がん対策の入り口かなと。また、住民の幸せにつながる胃がんリスク検診、このようなものをぜひですね、これから導入を考えていただいて、がん撲滅対策に更なる推進をお願いしたいと思います。以上で質問は終わります。

○議長（横関一雄）答弁は。住吉議員。

○3番（住吉英子）もしあれでしたら、町長お願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員のそういう思いという部分は重々承知しましたので、今後の町政運営にですね、そのような部分で反映してまいりたいというふうに強く思っておりますので、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『TPPによる本町農業への影響について』、『本町の移住促進対策について』、以上2件について、上村議員の発言を許します。上村議員。

○8番（上村智恵子）TPPによる本町農業への影響について、お伺いします。

難航したTPP交渉は、平成27年10月、大筋合意に達したと発表されました。国民の暮らしと食・農業を守るため、TPPに反対してきた一人として残念でなりません。大筋合意の内容は、農林水産物の8割以上の関税を撤廃し、重要5品目についても、米の7万8400tの新たな輸入枠拡大や、牛肉・豚肉の段階的関税引き下げ、果樹や野菜及び加工品の関税撤廃など、農業を基幹産業とする北海道にとっても、本町にとっても甚大な影響が予想されます。TPPの合意内容によって、本町農業にどのような影響が想定されるのでしょうか。また、その対策として、どのような支援を考えているのでしょうか。以上2点について、お伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今上村議員からの、TPPによる本町農業への影響についての質問にお答えいたします。

1点目の、TPPの合意内容によって、本町農業にどのような影響が想定されるのでしょうかについてですが、本町の主力農産物であるトマトについては、現在3%の関税を協定発効後に撤廃、また桜桃については1年目に関税50%削減、6年目に撤廃、重要5項目の主食用米については、関税等についての枠組みはこれまでと変わりはありませんが、アメリカとオーストラリアから合わせて年間7万8400tの輸入枠が設けられることとなります。その他の農産物や豚肉等においても順次、関税撤廃が行われることから、本町農業におきましても、国産品の価格の下落による売上げの減少が懸念される場所がありますが、生産者の努力だけでは安価な輸入品との価格差を縮めることは非常に困難であると考えております。

2点目の、その対策としてどのような支援を考えているのでしょうかについて、申し上げます。トマトをはじめとした野菜類につきましてはハウスの導入に対する補助、果樹につきましては苗木の補助等を継続実施していくことで検討しております。米につきましては農産物の中で特に影響が懸念されることから、将来にわたって生産が維持できるような対策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今回の大筋合意は決裂しなかっただけで、最終合意でも決着済みでもありません。政府公約と国会決議を無視した内容であり、その上、食の安心・安全や医療、投資家、ISDSなどの国民の心配を払拭するには程遠い内容で、安倍政権は公約違反を犯したと言わざるを得ません。私たちは仁木のおいしいお米を食べることができますが、お米農家が食べていけなくなったらどうするのでしょうか。転作して売れる農産物を作れば、それで良いのでしょうか。仁木町で農業に対して支援していくといっても限界があります。TPPによって日本の食料自給率は今39%ですけれども、政府の試算によると今45%今までは目指していたんですけれども、これが27%になるかもしれないという試算をしている、本当にこの食料自給率がどんどん下がっていくことに、すごく懸念を覚えるのは私だけでしょうか。輸入農産物で遺伝子組み換え食品、残留農薬の高いお米、成長ホルモン使用の牛肉など私たちの健康被害も出てくるでしょう。TPPは農家だけの問題ではないのです。全道の市町村の77の市町がこのTPPに今反対しておりますけれども、町長のTPPに対する評価、思いについてお知らせください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、私のTPPに対する考え方というのはですね、これはTPPに関しては政府の方針でありますので、今この場で議論をするというのは、私は避けたいというふうに思いますが、ただいずれにしても、日本の農業に関しましては、これから厳しい時代を迎えるということは事実であります。ただいつまでも反対の立場で訴え続けても、何も解決策は見出せないというふうにも思っております。従いまして、私がこれまでも口を酸っぱくして言ってきましたが、本町ならではの強い農業をですね、やはり独自で目指して進めていかなければならないのではないかとこの率直に思っているところであります。ただ、先程上村議員がおっしゃったとおり、食料自給率のことを考えればですね、やはり日本の農業を今後維持していくにはなかなか厳しいという部分は、私も率直に思っているところであります。今朝か昨日か忘れてしまったけれども、新聞にも掲載されておりましたが、果たしてこのTPPの効果というものが果たしてどれだけあるのかという部分で、輸入額と輸出額を比べ

ますと、なかなかそのメリットというのは見えにくいのではないかというような意見も載せてありました。今後、国としてTPPに関してはですね、日本の農業、またはそれに関わる様々な分野のものですね、含めてきちんと日本の農業に関して言えば、日本の農業を維持できるようなそんな体制をですね、今後も築いていただきたいという思いであります。私のTPPに対する思いというのはその部分であります。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）TPP協定は30章からなる協定で関税だけでなく、食の安全、医療、保険、雇用など国民生活全般や地域経済に関わるルールが変更されます。しかし政府はその中身を明らかにしていません。安倍内閣はBSE検査の廃止や郵便局でアフラックのがん保険を扱うこと、軽自動車税の増税など、TPP交渉に参加する入場料としてアメリカの要求を次々と受け入れました。更に日米2国間協定では、日本が進める規制改革に当たり、外国投資家の意見を求め、規制改革会議に付託することを明記しています。例えば、米国の生損保会社が農協の準組合員制度や信用共済制度の見直しを迫ることになりかねません。政府の言うことを鵜呑みにしないで、しっかりと農業を支える仁木町であってほしいと思います。町長のこの仁木町に対する農業の所得倍増とか皆さんの所得を考えて、しっかりとこれからも対策を立てていくという思いを、来年度は国会でこのTPP内容が明らかになっていくでしょうけれども、厳しい目を持って対応していただきたいと思います。今後の仁木町の農業が、みんながこう幸せになれるようなそういう農業対策になっていくことを伝えて、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、本町の移住促進対策について、お伺いします。

現在、各自治体では人口減少などの地方の衰退を食い止めるため、あらゆる知恵を出し合い、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。人口を増やすためには、この町を好きになってもらい移住してもらわなくてはなりません。本町は札幌からも近く、自然環境に恵まれ、おいしい食材が豊富な魅力的な町です。しかし、どんなに魅力的な町でも移住するとなれば、不安に思う方も少なくありません。各自治体では、移住に対する相談窓口を設置していますが、本町では移住希望者に対し、どのような対応をしているのでしょうか。また、本町への移住を推進するため、移住促進協議会のような組織が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、本町の移住促進対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、移住希望者に対し、どのような対応をしているのかについてであります。現在本町に電話や訪問により移住の問い合わせがあった場合は、移住担当である企画課が対応し、また就農希望の場合は、農政課や農業委員会で対応しているところであります。本町からの情報発信としましては、町のホームページで移住のご案内をしているところであります。先日の全員協議会でもご指摘がありましたように、情報の更新を準備しているところであります。

2点目の、本町への移住を推進するため、移住促進協議会のような組織が必要と考えますが、町長の見解を伺いますについて申し上げます。総合戦略において、移住の推進プロジェクトで移住及びU I ターンの支援体制強化を図り、移住専門職員として移住コンシェルジュを設け、ワンストップ対応していきたいと考えているところであり、組織づくりにおきましては、今後調査・研究してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）移住してきてもらうには家や土地が必要です。空き家の対策でリフォーム代補助なんかも新聞に載っておりましたが、仁木はその空き家がなくて苦労しているところですので、土地分譲に力を入れてはどうでしょうか。仁木では町有地がたくさんあるので分譲して売る計画はないのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますが、先日の全員協議会でもそのような話が出ましたが、今後総合戦略の主要施策といたしまして、そういう受入体制の住居整備という部分で、今後、宅地造成なり含めて、空き家の問題も然り検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）先程の1点目の町のホームページで移住の案内をしているとありましたが、仁木町では新規就農誘致の案内はありましたが、移住したいと思っている人はとても探せないと思います。黒松内町のホームページを見てみますと、移住促進窓口というのが1面に出ていましてそこを開けると、お試し移住体験ハウスや分譲地の案内、移住者の感想などが載っていて行ってみようかなという気になります。黒松内町では、その移住促進分譲地をこれで2回目なんですけれども募集をしていて、そこが7区画ぐらいあったんですけれども、今年度それもすぐに満杯になりました。無償又は格安で提供していて、10年間100万円の補償金を積んで10年そこに住んでいたら、その100万円を返すということにしているらしいんですけれどもね、本当にこうすぐにこの分譲済みというふうになっていたの、仁木ではもっと札幌からも近いですし、いろんな条件が仁木にはあるんじゃないかと思っておりますのでね、こういう移住促進の分譲地ということでは町では考えませんか。やっぱりこう移住コンシェルジュというのもすごく必要になってくると思いますが、これと合わせてぜひこういう分譲地を作ってほしいと思っております。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）各自治体それぞれやり方というのは十人十色だというふうに思いますけれども、本町も今の時点ではですね、集合住宅などの助成はして、今民間に建ててもらっていますし、これから来、再来年に引き続き需要があるというふうに予想して、その部分の助成というのは行ってまいりたいというふうに思っております。そういう住居環境整備というのはですね、これからも必要になってくると思いますが、先程黒松内のホームページの件でもありましたけれども、ホームページを活用して情報発信するという部分では、うちの町ももう少し精査しなければいけないというふうに思っております。ただ、今ホームページに関してはですね、なかなかあの限られた職員で対応しているため、なかなかそのスムーズに円滑な運営が図られてないというのも実情でありまして、ただこれを委託して民間でホームページをやっていただくということになると、より良いものができるんでしょうけれども、それだけの経費もかかるということで、どちらを取るのかということも含めて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）先日、倶知安で行われました広域連携セミナーに参加させていただきました。その中で日本創成会議座長の増田先生の講演を聞いてきたんですけれどもね、やっぱりこのきっかけ、少子化対策に対するというか、地方創生に関するきっかけを作った増田先生が、今人口ビジョンでいろんな推計を取っているんですけれどもね、その中でやはりあの地方から若者がいなくなるって今までは言っていたん

ですけれども、都会ではやはり子どもを産み育てるところではないというところで、やはりこう都会から田舎に若い人が住んでもらえるような条件というのを作っていかなくてはならないということをしていました。都会ではね、保育所を作るだけでも子どもの声が騒音だというふうに捉えていて、とてもこれ以上保育所を建てられないという状況らしいです。札幌でも保育所に入れない子どもたちが多いというふうに思っておりますのでね、その中で出生率でいきますと、仁木町の指標が出ていたんですけれども、その中で増田先生は仁木町は少子化対策をきちんとやれば、自然増減というか社会増も増えていくという影響度の高い地域だって言われていました。先程町長がおっしゃっていましたが、まち・ひと・しごとの中でもね、仁木町は今すぐこう少子化対策に力を入れてくれようとしておりますのでね、やはりそこを十分にアピールしていけば、やはりあの高速道路も余市まで来ますし、通勤圏の中にこの仁木町が入っていくと思いますのでね、ぜひ、この少子化対策を打ち出す、それから家を建てたら浄化槽なんかの補助もありますしね、そういうところを大きくアピールしていくことによって、本当にこれ若年層というか、若い人たちが家を建てて住んでくれるような良い条件に、仁木町はあると思いますのでね、そのところを今後の地域創生の中でも生かして人口増につなげていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）おっしゃるとおりですね、増田さんのレポートも私も拝見させていただきましたけれども、今仁木町が抱える問題として人口減少に歯止めをかけるためにはどのようにしたら良いのかという特効薬として、出生率を上げるためには、やはり今いる若い人たちに対して、いかにして住みやすい暮らしやすいまちづくりをすることができるのか、または町外から来る若い人や、また町外から来る方々に対しまして、いかにして受入体制を作ることができるかということが最重要課題だというふうに思っております。ただ、受入体制を作ること、今後様々な財政を切り詰めていろいろやることは可能ではありますが、やはり肝心なのがそこに暮らしていただいて、そしてそこで仕事・雇用の場をつくり、この仁木町に住んでもらうというような形で、ただ部分部分でいろいろなことをやってもですね、なかなか解決策には見出せないというふうに思いますので、きちんとした仁木町に住んでもらったら、このような暮らしができて、こういう生活ができて、こういう老後を暮らすことができるんだというそういう一連のですね、流れというものも必要だというふうに思いますので、今回地方創生を期にですね、そういう明確なビジョンというものを作り出して、様々なことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）よろしく願いいたしまして、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）以上で、一般質問を終わります。

日程第8 議案第1号

平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2716万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8571万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、平成27年度一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ2716万2000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ35億8571万7000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫支出金から20款、諸収入まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計2716万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億8571万7000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計2716万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億8571万7000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国、道支出金2335万6000円の増、その他財源8000円の減、一般財源381万4000円の増となっております。

次に、5ページでございます。歳入でございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金1532万3000円の追加につきましては、自立支援施設等の利用者及び利用の増加、にき保育園に対する施設型給付費の単価の精査に伴い、国庫負担分の追加を行うものであります。2目、衛生費国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、321万3000円を追加するものでございます。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金につきましては、社会保障番号制度の導入に伴うシステム改修に対する国庫補助金16万3000円の追加、2目、民生費国庫補助金につきましては、延長保育事業が国の実施基準を満たさなかったため、114万3000円を減額するものでございます。3項、委託金、1目、総務費委託金につきましては、今回の国政選挙からの選挙年齢の引き下げに伴い、システム改修に係る委託金4万円の追加を行うものでございます。

次に、6ページでございます。15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金719万7000円の追加につきましては、後期高齢者保険基盤安定負担金の額の確定、自立支援施設等の利用者及び利用の増加及びにき保育園に対する施設型給付費の単価の精査などの増減によるものでございます。2目、衛生費負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、15万7000円を減額するものでございます。2項、道補助金、2目、民生費補助金につきましては、延長保育事業が国の基準を満たさなかつ

たことに伴う、道補助金114万3000円の減額でございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金13万7000円の減額につきましては、国勢調査、経済センサス及び知事・道議選挙に伴う委託金額の確定に伴うものでございます。

次に7ページ、17款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金1万5000円の減額につきましては、減債基金の預金利子の減額でございます。

次に、8ページでございます。17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金5万円の追加につきましては、11月分までの一般寄附によるものでございます。

次に9ページ、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては財源調整のため、328万8000円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入48万3000円の追加につきましては、臨時職員の社会保険料及び北後志衛生施設組合の平成26年度の精算に伴う還付金の追加によるものでございます。

次に、11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費66万6000円の減額につきましては、議員改選に伴う期末手当の減額、旅費から使用料及び賃借料までは執行残を減額するものであります。

次に、12ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費67万4000円の増額につきましては、人事評価制度の導入に伴う参考図書購入費の追加、職員研修委託料の執行残及び社会保障税番号制度の導入に伴うプログラム関連負担金の追加などの増減によるものでございます。4目、財産管理費につきましては、各種委託事業の完了に伴う執行残70万7000円を減額するものでございます。

次に13ページ、5目、企画費につきましては、銀山地域づくり研究会が行う高齢者宅等の除雪活動や訪問活動に対しての補助金5万円の追加、9目、ふるさとづくり事業費につきましては、一般寄附金6万円をふるさと振興基金に積み立てを行うものでございます。2款、徴税費、2目、賦課徴収費につきましては、ふるさと納税の増加に伴い、口座振替収納手数料に不足が生じたため、3万5000円を追加するものでございます。

次に、14ページでございます。4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費につきましては、次回の国政選挙から実施されます選挙年齢の引き下げに伴い、選挙人名簿システムの改修が必要となりましたことから8万1000円を追加するものでございます。2目、知事道議選挙費につきましては、15ページまで4月に執行いたしました、知事道議選挙に係る関連経費の執行残139万1000円を減額するものでございます。

次に、15ページでございます。下段でございますが、3目、仁木町議会議員選挙費につきましても17ページまで、8月に執行いたしました仁木町議会議員選挙に係る関連経費の執行残132万3000円を減額するものでございます。

次に、17ページの下段でございます。5項、統計調査費、18ページに入りまして、1目、国勢調査費につきましては、国勢調査に係る交付金額の決定に伴い関連経費の増減により、19万4000円を減額するものでございます。2目、経済センサス費につきましても、経済センサスに係る交付金額の決定に伴い、関連経費1万7000円の追加を行うものでございます。6項、1目、監査委員費につきましては、監査事務に係る旅費に不足が生じたため、2000円を追加するものでございます。

次に、20ページでございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費61万3000円の

追加につきましては、臨時的任用職員の社会保険料の追加及び、明年4月に供用開始する大江コミュニティセンターのガステーブルや机などの必要備品の購入を行うものでございます。2目．老人福祉費につきましては、介護用品支給者の増により扶助費に不足が生じたため、3万3000円を追加するものでございます。4目．心身障害者特別対策費につきましては、障がい者福祉サービスにおきまして、施設入所支援及び就労移行支援の利用者の増加及び、自立支援医療費の増加に伴い、扶助費に不足が生じたので2322万3000円の追加を行うものであります。6目．後期高齢者医療費につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の今年度分の共通経費の決定及び、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額により合計515万6000円を減額するものであります。

次に、21ページでございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費につきましては、仁木放課後児童クラブの契約金額の変更に伴い、19万3000円を減額するものでございます。4目．保育所費486万5000円の追加につきましては、明年4月に供用開始する大江へき地保育所の冷蔵庫や積み木など、必要備品の購入経費の追加、にき保育園に対する施設型給付費の単価の精査に伴い、保育所入所負担金などの追加、次に、22ページでございますが、延長保育促進事業補助金につきましては、国が示す延長保育の要件に該当しなくなったため、補助金の減額等の増減によるものでございます。

次に、23ページでございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費につきましては、救急医療に対する余市協会病院への財政支援及び、国保特会への繰出金841万6000円を追加するものでございます。4目．環境衛生費につきましては、塵芥車の修繕費及び、ごみ処理場の品質処理施設内の薬品の購入経費等に不足が生じたので、合わせて28万円を追加するものでございます。

次に、24ページでございます。5目．上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金342万9000円の減額でございます。

次に25ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、農業委員会で管理している公用車の車検に係る経費12万9000円の追加、3目．農業振興費30万円の減額につきましては、新規就農希望者の研修受入農家に対する報償を予定しておりましたが、対象者がおりませんでしたので全額を減額するものでございます。7目．農用地再編開発事業費につきましては、フルーツパークの貯水槽から施設に向けての配管に漏水が発生し、施設修繕費に不足が生じたので、委託料73万円を追加するものでございます。

次に、26ページでございます。7款．1項．商工費、2目．商工振興費につきましては、商工業振興資金融資保証料に対する補助金に不足が生じたので、30万円を追加するものでございます。

次に、27ページでございます。10款．教育費、5項．保健体育費、1目．保健体育総務費につきましては、各種スポーツ大会参加報償に不足が生じたので、3万3000円を追加するものでございます。2目．体育施設費10万1000円の減額につきましては、町営プールの管理委託料及び清掃委託料の執行残によるものでございます。3目．学校給食費109万6000円の追加につきましては、昨年度の学校給食事務経費の精算に伴い、赤井川村への返還金を追加するものでございます。

次に、28ページでございます。13款．諸支出金、1項．基金費、2目．減債基金費につきましては、預金利子1万5000円を減額するものでございます。

29ページ以降につきましては、給与費明細書になってございますので、後程ご高覧いただきたいと思います。以上で、平成27年度一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは歳出の関係で、2款、総務費、12ページです。1目、一般管理費の中の委託料、13節、委託料の職員研修委託料ということで6万5000円減額ということでございますが、これに関連しまして、職員研修の関係でちょっとお尋ねいたします。今、財政が大変厳しい中ですね、町では今どのような職員研修を実施しているのか、わかればちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）職員研修につきましては、職員参加者につきましては、対象在職年数及び対象となる職名になったときにですね、職員を各種研修に参加させております。平成26年度の職員研修の実績につきましては、北海道市町村職員研修センターのですね、主催の研修につきましては、民法、行政法、地方自治法、地方公務員法、指導能力、管理能力の6つの研修で7名の方が参加しております。後志町村会主催の研修につきましては、新規採用職員基礎研修、2年目初級職員研修、5年目中級職員研修、法務基礎研修の4つの研修で11名の方が参加しております。町がですね、行っております、仁木町新規採用職員の研修につきましては、町内の5事業所で2名の新規職員が参加しております。その他の研修につきましては、防火管理講習、管理者講習、健康管理研修、研修講師養成講座、おもてなしセミナーに7名の職員が参加しております、総参加数につきましては27名となっております。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）トータルでいくらほど、あの予算かかっているんでしょうか。

○総務課長（林 典克）経費といたしまして、研修旅費がですね、64万1000円であります。テキスト代が3万8000円、負担金が2万円でありまして、トータル69万9000円であります。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）私も職員時代ですね、この民法、あるいは法令上の関係でそれぞれ中級なり、技術研修を受けてまいりました。それで野幌にあったですね、道立でしょうかね。あれが今閉鎖になったという話を聞きましたが、それであの当時は泊まりがけで2泊あるいは5泊、1週間、10日といろいろなコースがありましてですね、そこで各町村の職員とですね、寝泊まりしながら、研修受けたんですね。それで確かにその勉強も良いんですけども職員間でですね、いろいろ交流も図ったんですね。ですから、今ちょっとどうなっているかわかりませんが、当時はそういうことで非常にこう情報交換にもなりました。それで町に帰ってきてからですね、ちょっと仕事に、壁にぶつかったとかなるとですね、最寄りのその付き合いがあった職員のところちょっと電話して聞いてみたりですね、いろいろそう交流図れたんですね。あるいは泊まりの出張もありましてですね、当時はいろいろこう職員とも交わって、いろんなその情報交換できました。私、現職のときにはもう既にそういう泊まりの出張もない、今聞いたらその野幌の研修所もなくなったということで、現在どのような宿泊で研修を受けているんでしょうか。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議員仰せのとおり、北海道市町村職員研修センターがですね、平成16年度まで江別市にありました。それと研修生は全員ですね、センター内の宿泊施設を利用しまして、研修後はですね、同室の方及びグループなどのですね、研修生とですね、懇親を深めるようなものがありました。それで平成17年度からですね、研修場所が北海道庁の別館になりまして、そこで行われますので研修生の宿泊につ

いては確保されていません。それで個々のですね、研修生が自分でですね、宿泊所を探して研修を受けるわけで、研修会終了後のですね、懇親を深める場がですね、なくなったと聞いております。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）非常に寂しい話ですね、やはりこれは他の町村の職員ともですね、町長、交流するというの一番大事なんですね。勉強すればある程度帰って来て、いろんなものをひも解けばですね、何とか勉強にはなるんですが、その人事交流もやっぱり一つ目的だったと思うんですよ。私もいろいろ泊まって飲めないお酒を飲みながらですね、羽目を外して舎監に怒られたこともありました。そんなことで、より一層そのそういうことで親交を深めて帰ってきて、今でもまだ年賀状のやりとりとかしている人が2、3おります。ですから将来ですね、そういう部分で何とかその人事交流を目的にしたですね、研修が何か考えられないか。例えば先進地の視察だとか職員だけで行くとか、我々の職員時代ですね、角谷教育長もそうですが事務局で総勢十数名の係長ですね、引率していただいて九州まで行って来ました。非常に職員でもですね、その交流を深めてですね、より仕事にその熱中できたというようなこともありますのでね、今後はこういう研修もよろしいんですけども、やっぱり実践的な、例えば簡単にいうと農業の町ですから、農家の方にですね、農家の皆さんに協力いただいて、例えば農政課の職員が何日か行って研修を受けるだとか、そういう実践的な研修も必要でないかと思うんですね。ですから私も偉そうなことは言えませんが、何とかそういうことで町の町民の方と接するような研修、あるいは他の市町村の部分の職員とですね、その交流を深められるような研修、そういう実践的な研修をですね、何とかあの今後考えてもらえないかと思うんですが、町長どうでしょうか。

○議長（横関一雄）ちょっとお待ちください。佐藤議員。これ補正予算の中身の数字のその今検証をやっているんで、事業の検証じゃないんで、その辺きちんと精査した中で、質問いただければというふうに思っていますので、まず、とりあえず今の質問を受けたんで、町長にはその答弁していただきますけれども、再度の質問にはその辺十二分ちょっと注意した中で、再度質疑・質問お願いします。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員のおっしゃるとおりですね、人事交流も含めて職員の個々のスキルアップを図っていくということは今後も大いに求められてくるものだというふうに思っておりますし、今、来年度に向けての予算査定の中でも、そういう部分で予算を検討している段階でありますし、これまでも道との交流とかありましたけれども、先程佐藤議員おっしゃったとおり、実践的な部分で職員が見てですね、いろいろ研修していく部分を今後そういうプログラムを作ってですね、やっていきたいというふうに思っておりますので、今、前にもお話ししましたがけれども、やねだんっていう鹿児島県鹿屋市にありますそういうやねだんという場所があって、そこに研修プログラムでセミナーを設置して、全国各地からそういう行政の職員が集まって勉強するというのもありますし、そういう部分で予算を付けてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）その他ございませんか。上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。23ページの余市協会病院の補助金なんですけれども、前は皆さんにその内容とかね、説明があってこういう補助金が付くようになったんですけれども、最近こう毎年のように救急で大変だということ補助金付けているんですけれども、この補助金を付けるときに、協会病院の人たちとのこう話し合いというのはあったんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）この件につきましては、北後志地域保健医療対策協議会というのがありまして、そのまず幹事会、担当課長が出席する幹事会の中で説明がありまして、その次に、北後志地域保健医療対策協議会という町長が委員になっているんですけれども、そこで最終的に提案されて決定しております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）本年度からね、協会病院の小樽で産婦人科がなくなったことに対してね、やはり余市の協会病院でも今まで検診とかはしていたんですけれども、そういう関係で本当にこうもう二度とあの協会病院で産婦人科が戻ってこないのかどうかというか、やはりこういうへき地になってくるとね、産婦人科が本当に大変だということ、その中で訴えられたのかどうかということを知りたいですけれど。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）その会議の中では、余市協会病院の夜間救急に対する助成ということで、周産期医療の関係については、この場ではされませんでしたけれども、その後です、小樽市と北後志5か町村の担当課長が集まりまして、その中ではその話がされまして、小樽で今懇談会が設立されて、今月の24日にも第2回がされるということで、そこで説明がありまして、今懇談会の会長になった小樽市立病院の院長先生が中心となって今、産婦人科の先生を探していただいているという話をされておりました。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）それではそういう会議でね、ぜひ小樽で総合病院の中で産婦人科をお願いしたいと思います。それと25ページのフルーツパークの委託料のことで、今年の水道がね、宿泊施設に水道を引くという工事をやる予定だと聞いたんですけれども、それはできたんでしょうか、工事。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）フルーツパークの宿泊棟に水道を引くという工事につきましては、今週です、見積合わせを執行いたします。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）その工事というのは委託料に、予算の中に入れていたのかどうかお聞きしたいんですけれど。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）その工事は委託料の中には入っておりません。別の予算でございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）冬に向かってね、なかなかその工事が大変だということでね、工事の見積りに参加するところが少ないと聞いたんですけれども、今この冬に向かっての工事というのはどうして行うことになったのかお聞きしたいんですけれど。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）フルーツパークは10月の末まで営業しておりますので、営業期間中はですね、工事はできないということで、11月に入りましてから工事をするという当初の予定でございました。それで11月にですね、一度見積合わせをしたのですが、見積りが合わなく、そこでは工事の発注ができませんでした。それで改めて、今週見積合わせするというのでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他に。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）同じくですね、今のフルーツパークのですね、この委託料の関係なんです、先程の補正の説明では、水道の関係の修繕ということでお聞きしたんですけども、これ全額町の方で見ているんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）フルーツパークに限らずですね、指定管理施設で老朽化に伴うものにつきましては、全額町の方で見えております。ですから、今回の水道管の老朽に伴う漏水の修繕、それにつきましては全額町の方で委託料として支出する予定でございます。その分の予算でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ちょっとこの指定管理者のですね、協定書を見るとですね、管理施設の修繕等ということで第15条の2項にですね、管理施設の修繕等は原則として1件、合理的な理由のある工事単位につき3万円ですね、これを超える物の修繕は甲と乙とが協議、協議事項として3万円を超えた部分は、甲が負担し1件につき3万円以下は乙の負担ということで規定されているんですが、合理的なこの理由というのはこれどういう理由でしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）指定管理者が負担する修繕につきましては、指定管理者が3万円負担いただく修繕につきましては、当初からですね、指定管理の協定をする当初からですね、この分については指定管理者にお願いしますと言ったもの以外はですね、それ以外は指定管理者の責めによるもの、そういうものがある場合について、指定管理者にその3万円以内で負担していただいているものでありまして、あくまでもその老朽化ですとか、老朽化によるようなもの、指定管理者の責めによらないものにつきましては、すべて町の方で負担しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ちょっとですね、その辺のところ非常にこう曖昧なところがあると思うんですね。今年から新しく管理者も変わったわけで、それで20万、20万と3年間、これ60万見ているんですが、見ていると思うんです。これは違うのかな。いただいた資料で、毎年修繕費が20万、20万ということで60万こう見ているんですが、それでやはりこの全額その見るというところのですね、一切こう見当たらないんですね、協定書の中では。このあれでしょうかね、このもし該当するとすればですね、協定書の変更というところで、47条に合理的理由のある場合においては、甲と乙の協議の上、費用負担を決定するものとする。これは電気とか水道、電話、灯油、し尿処理等に関わるものですね。ですから、その全額払うというところがですね、町の方で負担するという部分がですね、ちょっと見当たらないんですね。ただ、それがだめだという話じゃないんですが、やはりこの指定管理者にですね、その負担割合なんです、先程言ったように非常に曖昧なところがあってですね、大体修繕の原因というのがですね、大体老朽化によるものとか、それだとか災害等の不可抗力によるもの、あるいは指定管理者側の故意、過失などがよく考えられると思います。それを指定管理者の方に直させて、それを委託料で支払うというのはちょっと、私としてはちょっとおかしいなと思うんですよね。あくまでも建物の維持をするのは町だと思うんですよ。ですから、この指定管理者の制度の趣旨からは当然外れるんじゃないかと思うんですね、あくまでもその管理運営は指定管理者が行いますが、建物の老朽化等に関わるものは先程言ったように全額負担ですから、町が。それは直接町が指名願等ある業者にですね、きちんとした形の中で修繕あるいは修繕工事になるのか、委託

になるのかわかりませんが、町が発注して修繕すべきだと思うんですよ。その辺のところですね、町長どうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時48分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤議員の質疑に対して答弁が残っております。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程の佐藤議員からの質問にお答えしますが、確かにそういう部分で指定管理者との間にはですね、曖昧な部分というのも正直あることは否めないんですけども、その部分についても先般監査からもご指摘をいただきまして、そういう部分ではきちんと経年劣化の部分については、町の方できちんと対応するというので考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今年初年度にまた3年間これあるわけですから3年後、また新たにその時期になったらですね、それまでに検討して、きちんとこれを整理してほしいと思います。以上で終わります。

○議長（横関一雄）他に。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）その上の3目同じく農林水産業費のですね、3目、農業振興費で報償費の中で30万円。これ減額しておりますが、これは当初予算もですね、30万円そっくり、予算30万円見てましてですね、そっくり30万円こう減額されているんですが、この辺の経過ですね、ちょっとご説明願います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）この事業につきましては、新規就農希望者受入農家報償事業ということで、新規就農希望者が1年間から2年間先進的な農家による研修を実施し、実践的な農業技術の習得や地域との関わり、農地の取得等、農業生産基盤の確立を行うことを目的として行う事業でありまして、町が認定した受入農家に対しまして、報償額として年15万円を上限として、町が補助するというものであります。それで平成27年度の新規事業として、この事業はスタートいたしまして、今年度は15万円×受入農家2件分、合計30万円を当初予算措置していたものであります。しかしながら今年度ですね、平成27年度の新規就農者は1年から2年間、仁木町において農家で研修を受けた方が3名、それから醸造用ブドウの栽培農家1名ということになっており、就農に向けての研修を受ける方がいない状況となりました。このことから当初予算の30万円全額を減額したものであります。なお、仁木町では受入農家認定とされている戸数は13件であることを申し添えるものであります。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ちょっと私もこれ初めて聞いた事業なんで、今年からということなんで、これPRとかですね、何か今までこれ対応してきた経過、あるいは来年度に向けてですね、どのような対策を考えているかですね、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）このPRにつきましては町ですとか農協、そういうところに就農の相談が来た際にですね、1年から2年間の研修を受けるように相談の中で話をしております。また、今年の10月24日に

行われました、新・農業人フェア、札幌市で行われた部分におきまして、8組の方が仁木町のブースで新規就農の相談を受けられましたが、その際にも仁木町の新規就農にあたっては、このような受入農家で1年から2年研修を受けてくださいということで、広く話をしてきたところであります。また、来年1月には大阪で行われます、同じく新・農業人フェアの方でも、広くPRしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）他にありませんか。野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。6ページですけれども、民生費補助金ということで、児童福祉費補助金子ども支援交付金ということで、減額114万3000円という形になっていますけれども、これについては非常にこう決め事があると思いますけれども、この中身をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今の野崎議員からのご質問ですけれども、ここにあります114万3000円、子ども・子育て支援交付金の減額分、実はこれはにき保育園等でですね、延長保育をする場合に、その国の方からその延長保育の部分にかかった経費ということで、国、道、町が3分の1ずつ負担するというので、国、道から補助が下りるものでございます。その内容としましては、1日に対して6人以上利用がないと、この延長保育をしたということでの条件を満たさないということで、今、町内延長保育を利用されている方がですね、1年間を平均しますと、1日に0.37人ほど3日に1人ぐらゐの割合しかその延長でちょっと定時で帰れなくて残っているという子がいないという状況です。それですと国、道の方に申請してもですね、全然その基準を満たしてないということで、今回これが認められなかったということでございます。この基準の方も段々厳しくなっていて、国の方としてもいろいろ子育てに対しての支援をとということなんですけれども、ちょっと厳しい部分ございまして、今後何らかのまた他の形です、町の方としても何か補助をいただけて子育てのサービスにつなげられるものがあれば、それを活用していきたいなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）仁木町の保育所ということで、これ人数的なものがきちんと位置付けられているのか。その中で6名以上という形になっているのかどうか。あと他の大江、銀山ということに対しても全く該当にならないのかどうか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）こちらの方は今この延長保育の方の対象になるというか、やろうとしていたのはにき保育園さんの方です。今仁木町内から55~6名、そちらの方に入っているかと思うんですけれども、それに対して1日6名以上そのような形になっています。銀山と大江の保育所さんの方に関しましては、こちらの方の延長保育という部分がですね、まだできないと。地域型のへき地保育所という形ですのでね、ちょっとまた感じが違ってくるのかなと思っています。ちょっとその辺、今すぐちょっと調べていませんでしたので、また、もし何かありましたらお答えさせてもらいたいと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ぜひとも有効に活用というかやってもらえるものであれば、何とかしても子どもたちも非常に銀山とかそういうところには幼児がいるということで、本当は受入れしたいくらいだという先生の意向もあるんですね。その辺をやはり考慮していかなければ、あまりにも子どもが小さいということ

で、保育士を1人入れなければならないとかっていう条件もあるみたいなんですけれども、臨時とかという形の中でも求めていくことができないのかということもあるんですけれども、まだ子どもたち、待機している子どもたちも数名いるということで、もし良い方法あれば、少しでも活用していただきたいと思いたすのでよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）他に質疑ありませんか。水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。まず27ページ、教育関係について、ちょっとお伺いしたいと思いたす。ここに3目で109万6000円ですか、この返還金がございますけれども、これは26年度分だとは思いたすんですけれども、どういうことでこういう状況になったのか、その内容について、ちょっと聞かせ願いたすと思いたす。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。この件につきましては平成26年度の赤井川村からお預かりしている受託負担金の精算という形でございます。平成26年度当初におきまして赤井川村から仁木町に受託負担金として納入いただいた額が1327万2000円ございました。それで26年度の決算に基づく、その事務費及び配送業務の割合に応じた負担金の額が1217万6700円であったことから、その差額109万5300円を赤井川村に返還するという手続をとるために、このほど予算計上させていただいたものでございます。それと109万5300円の額についてでございますが、まず、平成26年度の当初予算の際に予算額に基づきまして、事務費及び配送経費の計算をしております。その関係が先程申しました1327万2000円だったということでございます。その予算につきまして、26年度執行してまいりましたけれども、その予算に対する決算額が当然下回るということでございますので、その決算額に応じたその事務費及び配送事務の負担割合を計算しその精算をしたところ、今回の額になりましたのでその分を今回補正予算を計上させていただきまして、赤井川村さんに平成26年度分の精算ということで返金するというものでございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）26年度分ということですよ。それでね、前もって予算を組むときにね、さっき1200何十万だかっていう予算を組むわけですね。それを赤井川村に対して通知をすると。当然26年度分として全額赤井川村から入金がなされているわけですよ。それが今回この補正で戻すということでね、当初のその計算上あまりに私ね、差があり過ぎるんでないかなと。ちょっと金額的に言ったらかなりの金額だと思うんですよ。こういうその差額というのはね、その計算上一体どういうふうになっているのかなと。前々年度対比に比べてね、どういう試算をしているのかなという、そういうことをちょっと懸念するわけですよ。元々ぴったりはいかないにしてもだよ、ちょっと金額的に多すぎるんでないかなと思うんですけれども、その辺について、教育長どうお考えでしょうかね。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）給食センターもですね、もう建ててから既にもう10年が経過しております。当然、暖房の関係ですとか、空調関係についても修繕がいつ発生するかわからないということで、ある意味今つかみではありますけれども、それを計上しているということがまず1つと。あと車の配送関係につきましてもですね、車もかなりこう古くなってきておりますので、その修繕費等もつかみではありますけれども計上していると。当然、修理がなければですね、その分減額ということになりますけれども、その他に毎年5月1日にですね、学校基本調査というのがありまして、その学校基本調査で仁木町の小・中学校の子

どもたち、また赤井川の小・中学校の子どもたち、またそれに対して先生が何人いるのかというその比率で、学校給食の事務経費の負担割合も変わってくるわけなんです。当然そこで赤井川村の子どもたちが減って、仁木小学校の子どもたちが増えれば、小学校というか中学校も増えればですね、その割合がやはり変わると。それかかる経費について、そういう割合でいっているものですから、その学校基本調査によって人数が変動して、これだけの金額になったということで反対に貰うときもあります。今回は100万という金額でありましたけれども、過去には60数万ですね、赤井川村からもらったという実績もありますけれども、過大見積りとは私どもは考えたくはないんですけれども、いざ壊れたときのこう対処法ということですね、それだけの予算をこう見ていたという部分で赤井川村さんもですね、その辺は了解していただいた中で運営しているという部分でございますので、その辺ご理解願いたいと思います。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）説明はよくはわかりました。全体的に見て約1割弱ね、返還されているというのはちょっと異常かなという気がするわけですね。その辺はもう少しね、やはり精査してなんて言うのかな、仁木町内の問題でないわけですね。やっぱり他町村に対する返還金とか要求金額ということになるんでね、その辺は赤井川だって26年度分を出しているわけですからね。その辺についてはもうちょっと精査されてね、やっぱり当初計画は上げていくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）先程もですね、答弁しましたようにですね、かかろうと思う部分、過大見積りと本当は言いたくはないですけれども、かかったときにしたら、またこれで赤井川の方に補正予算を組んでもらわなければならないというようなことも正直あるわけなんですけれども、過去にそういうことが私の記憶ではございません。ある意味緊急のときにでもですね、できるようなこう体制をとということで考えているものでございます。全体で学校給食費のこの受託に係る経費というのは、年間で予算額にしたら4000万ぐらいの4500万のですね、予算額の中で赤井川の方の負担は1200万という部分でございます。只今、水田議員の方からもですね、予算編成、また執行についてはですね、今後とも十分配慮しながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）それではですね、30ページでございますけれども、時間外勤務手当ということで、今回144万7000円の減額がされておられます。私ちょっとこの今の時期に、その時間外手当の減額というのは珍しいなと思っているんですけれどもね、当初1269万円ということできておまして、今回減額されているということでね、これ時間外手当というのは非常に流動的なものがあると思うんですけれども、今回基本的にね、この今時期、減額をされたっていうその根拠というのはどこら辺にあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）今回のですね、時間外手当の減額ですけれども、これはですね、知事選とですね、町議選のですね、賃金をですね、減額したものであります。以上であります。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）よくわかりました。それであの全体的に見て、時間外勤務をされている対象者の職員というのは選挙以外の関係なんですけれどもね、一般的に通常勤務の中でどのぐらいの職員がその時間外

をやられたときに、その時間外手当をもらえる対象人数がどのぐらいいるのか、ちょっと聞かせたいと思います。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）管理職を除きまして45名の方がですね、時間外手当の対象者でございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）私はこの時間外というのは非常に職員にご無理を強いられている部分は結構あるんじゃないかなと思うんですけどもね。私非常に懸念していることは、円滑な業務をやるためにやむを得ない勤務時間だというふうに理解しているんですけども、その内容についてね、45名の方が平等とか何とかってことは全くないと思うんですけどもね、どの課がどのような形で時間外を受けているか、その辺は良いとしてもですね、45名でその約1100万というね、金額というのは私あまりその少ない方ではないと思うんですよ。それで非常にその勤務内容とか、職員の人員関係とかね、その辺について改善する余地があるのかどうかね、その辺についての考え方というのは町長どうでしょうかね、ちょっとお考えを聞かせて貰えればと。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の水田議員からの質問にお答えしますが、職員1人当たりの給料の7%を予算計上しておりますことから、7%を超えた職員についてはですね、時間外勤務命令を行う月の初めにですね、時間外命令を受命される職員の氏名、業務、内容及びそのおおよその時間外の時間数についてですね、副町長の決裁を受けることとしておりますので、その辺は我々の方でもきちんと精査しているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）その他にありませんか。林議員。

○6番（林 正一）その時間外という7%とかそうやって言っていますけれども、1か月ですね、100時間を超すようなことはないんですよ。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）今ですね、月に100時間を超える時間外労働をしている職員はおりません。

○議長（横関一雄）他に質疑ありませんか。野崎議員。

○4番（野崎明廣）13ページですけども、5目の企画費、仁木町ふるさとまちづくり協議会補助金ということで、5万円を計上していただいていますけれども、非常に地域の活性化のために、このまちづくりという形の中で非常にこう金額が妥当なのかどうかということ、ちょっとお伺いをしたいなという感じがしております。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）今回の銀山地域づくり研究会に対する助成金のことでございますけれども、同研究会は今回、銀山地区内の地域内外の除雪ボランティアの組織づくりと豪雪地域の冬期間のイベントを開催することにより、子どもから高齢者、地域外の方たちが集まり、冬を楽しむ機会を設けるために今年で3回目となる、白銀物語を1月から2月にかけて実施いたします。前回までの2回はですね、国土交通省の調査の資金を手当てして取り組んだものであり、今回も同じように地域の方で同じような事業をやりたいと地域自らですね、申請して公益財団法人北海道地域活動振興協会の助成金を受けることができるものとなったものでございます。この助成金が30万円ございます。今回やる3回目の事業につきましては、こ

の30万円では足りずにですね、その不足する分を一部町の方に助成してもらえないかということで要請がありました。その分の5万円でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）地元でいろいろな活動をされているという形の中で、この3回目という形ですけれども、小樽の商大生約20名から30名来て活動していただいています。本当に地域のためには凄い活性化になりつつあります。それが町として実際に今国交省から30万という形は何とか申請して進んでいますけれども、今後に対して今非常に苦しい状況になってくるのかなという感じもしていますし、今回こうやって5万円という形の中で町も手当をしていただいている。しかし、凄く商大生という形の中のパワーというものが凄いパワーがあるんですよ。町の活性化のためには今後、地域協力隊だとかそういう方向性もやはり見出していかなければならないのかな、そういう商大生に期待をかけていく必要性もあるのかなという感じがしていますので、ぜひともその辺今後考えて、少しでも地域のため、発展のためにちょっと考えていただければなという感じがしております。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員がおっしゃったとおりですね、私も昨年、一昨年と銀山のその活動を私も目の当たりにして、非常に銀山の地域住民の皆さんがですね、今回、国の助成とはいえ、これを活用して地域づくりを行った経過、今年度もまた銀山の方々がですね、一丸となってこの事業を継続したいという強い思いを受けてですね、今回、行政として予算付けさせていただきましたけれども、ただですね、私が懸念していた部分は全額、町からのお金でですね、やりくりしようというふうな思いがあれば、なかなかやはり組織としてもなかなか成長が見られないと。その中で少ない金額の中でも何とかやりくりして、今後こういう活動をしたからこういう金額が必要なんだということでご提案していただければ、我々も全く考えてないというわけではありませんので、その辺はきちんと考慮して今後予算付けしていきたいと思いますので、あくまでも地域住民の方々がきちんとですね、その組織を今後運営して、これだけお金がかかるから何とか使わせてくれというか、要求してくるという形の方が、私は望ましいというふうに思っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）野崎委員。

○4番（野崎明廣）町としてこう要望されている状況ですけれど、ぜひともちょっと違う方向性で、商大生というパワーをちょっと町の方もそのパワーを少しもらえないのかという形をちょっと見てもらいたいなという感じがしますんで、ぜひともいろんな地域で協力隊という形が組まれているんで、そういう人たちをうまく町へ引き込むという形も、ちょっと考えていただければなという感じがしています。以上です。

○議長（横関一雄）他に質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9 議案第2号

平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』、平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3597万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7868万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第2号、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ3597万2000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ2億7868万7000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、財産収入から6款、諸収入まで、それぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計3597万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億7868万7000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計3597万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億7868万7000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、すべての科目

を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源4000円の増、一般財源3596万8000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金につきましては、国保財政調整基金の利子4000円を追加するものでございます。

次に6ページ、4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目、保険基盤安定繰入金の交付額の決定に伴う407万4000円の追加、2目、一般会計繰入金は、国保財政安定化支援事業の額の確定に伴い160万1000円を追加するものでございます。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1387万1000円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。6款、諸収入、3項、1目、雑入につきましては、平成26年度の後志広域連合の決算に基づく負担金の精算に伴い、4416万4000円の追加でございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員の時間外手当に不足が生じたので、3万9000円を追加するものでございます。2目、広域連合負担金につきましては、後志広域連合への負担金に不足が見込まれますことから、3592万8000円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。5款、1項、1目、基金積立金につきましては、国保財政調整基金の利子5000円を基金に積み立てるものでございます。11ページ以降につきましては補正後の給与費明細書となっております。以上で、国民健康保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田。ちょっとお聞きしたいんですけどもね。諸収入の関係で予算額が1000円に対して4419万4000円のね、返還金があったという事なんですけれども、この内容については広域連合の関係ですから、ちょっと中身についてはどうなのかなと思うんです。その辺わかりましたら、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）7ページの関係でございますけれども、後志広域連合の分賦金の関係でございます。それで平成26年度決算額確定によりまして、過年度26年度の分賦金の額が決定して、その分多く納めていた分が戻ったということでございます。この件については、平成24年度にその年医療費がたくさんかかって、今年と全く逆なことに年間で8000万円追加で払うということもありました。その関係でその後、分賦金については、当然その多くかかった年と過去3年間ぐらいで見込みを立てて、年間の分賦金が請求されてきます。ですから、24年度たくさん医療費かかったんで、その翌年度、その次の年についても、それぐらいかかるんじゃないかという見込みで分賦金かかってきたんですけれども、その一番かかった年度、医療費かかった年度に比べまして、25年度、26年度それほど、あのそこまで医療費がかからなかったということで戻ってきている部分ではございます。26年度にも25年度分が精算で戻ってきて、今年度は26年度分が還付されているということでございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）3年間のトータルの中の平均を見て、当然各町村に対しての請求額が試算されるわけですよね。それで非常にその医療費がかからなかったということは非常に良いことだと思うんですけど

もね、4400万円ですか、このぐらいの金額がこの返還されるということになればね、全体的なその何割ぐらいなんですか。おそらく3億数千万ぐらいのうちの金額ということになるんですか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）27年度の部分でいきますと、分賦金が当初で2億2951万2000円です。それで今回補正していますので2億6544万円となっていますけれども、その中の4400何十万円ということです。

○議長（横関一雄）他にございませんか。嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）今の7ページのに関連してちょっと、ちょっと疑問が出ましたんでちょっと、たしか足りなくて保険料を上げましたよね。上げたのが昨年からだったか、一昨年か2年経ったか。そういう中で上げた中で新聞等でも北海道で一番高い保険料と言われていて、ふたを開けたらこうやって毎年割戻の還付金があるという分で、これって町民の人たちに何か申し訳ないような気がするんですけども、どうなんですか、課長。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）25年度に国保税改正で税率が上がっています。それで先程申しましたように24年度が23年度、24年度、2年間で約1億円の追加分賦金を払っています。それで医療費がすごい高くなったんですけども、25年度、6年度につきましては、医療費がそれほどかからなかったということ。これについては、その年の病院にかかる人によっても、全然変わってきました、たまたま医療費がかからなかったから、今回は戻ってきたんですけども、これが手術する人とか何人も出ると、逆にもうその3000万、4000万円はすぐ逆に追加ということにもなってきます。それでまたこれについては見込みで、その年どれぐらい病人が出るかとかというのは、ちょっと読めませんのでこういう結果になっているということです。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）それは課長の言っている話もわからないまでもないんですけども、しかしながらあのとき上げた部分では確かに周りの人からも、その町民の皆さんからも高いとそういうふうに言われた記憶もあります。医療費がかからなかったら還付金があるんだというのではなくて、そういうのを私ども説明しなければならぬんですよ、きちんと。だからそういう部分でこうやって還付金が2年続けてこれだけの金額のものが戻ってきているという、それがやっぱり俺たちにしてみればそれをこうこう、こういう訳でこういうふうになりましたと町民の皆さんに説明したときに、したらなんでそんなに取るのと逆に言われると思うんですよ。そういう分野でその上げた理由というのが、その前の年までが高かったから、足りなかったから上げたという感じになっちゃうんですよ。だからもうちょっと理由付けでね、納得できるようなことありませんか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）25年度にその税率を上げたときにつきましては、上げる段階で法定外繰入入れないとならない。追加して入れないとならない額がたしか6000万円ぐらいあるんじゃないかということで、その分税率の改正によって3000万円、その他一般会計から3000万円入れるという予定で上げた、私がちょっと当時担当していなかったんですけどもそういう記憶でいます。ですからそのときは25年度の医療費もさほど前年と変わらないんじゃないかということで見込みで立てられていたと思います。ですけど、先程言いましたけれども、ここで4000万円入って戻ってきましたけれども、先程言いましたように、医療費については見込みと言いますか、その年度にどれぐらい重病人が出るかとかも見込めない状態ですので、

たまたま入ってきたときもあれば出さないとならないとならないということもありまして、この分については基金にもありますけれども一応基金に置いておいて、そういう場合には25年度のときのようにいきなり国保税を上げるんじゃなくて、少し余裕を持ってそういう場合でも、そこで対応できるようにしておくのが、私は良いのではないかと考えています。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）まあ予測で考えるなら私も予測で言いますけれどね、この後毎年毎年還付されていって1億5000万円って基金に積んだ場合にそういうふうになってもそのままでもよろしいんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）まあこの今までの状態でどんどん上がっていくということで、基金も増えたとなれば、やはりそれは国保税審議会等でも協議して、税率どうするかということを担当としては、担当の段階ですけれどもそういうことも考えていかなければならないと思います。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）したらその考えなきゃならないという分野でね、その上限はどこまで考えるんですか。これ1億ですか、2億ですか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）その額についてはちょっと答えられませんけれども、これは過去何年間の医療費のいくらかかっているとか、すべて検討しなければならないとは思いますが。

○議長（横関一雄）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案とおりの決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』、平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7436万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第3号、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ100万円を減額し、合計額を歳入歳出それぞれ3億7436万円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と5款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計100万円を減額し、補正後の歳入合計額を3億7436万円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計100万円を減額し、補正後の歳出合計額を3億7436万円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源100万円の減となっております。

次に、5ページでございます。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、消費税の確定申告による還付金等に伴い、342万9000円を減額するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料につきましては、2目に加算金を新設し、消費税及び地方消費税還付金に伴う還付加算金2000円を計上するものでございます。消費税及び地方消費税につきましては、確定申告の結果、還付されることとなりましたことから、3款、雑入、1目、雑入を課目新設し、消費税及び地方消費税の精算に伴う還付金242万7000円を計上するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費100万円の減額につきましては、消費税分として100万円の計上をしておりましたが、消費税の確定申告の結果、還付となりましたことから、全額を減額するものでございます。以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）続きまして、議案第4号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』、平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6227万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第4号、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ96万2000円を減額し、合計額を歳入歳出それぞれ6227万4000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計96万2000円を減額し、補正後の歳入合計額を6227万4000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。2款、後期高齢者広域連合納付金を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計96万2000円を減額し、補正後の歳出合計額を6227万4000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者

医療保険料から5款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源96万2000円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、北海道後期高齢者広域連合の納付金の決定に伴い、1目、事務費繰入金が34万8000円の減、2目、保険基盤安定繰入金が61万4000円の減額で、合わせて96万2000円の減額となっております。

次に、7ページでございます。歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者広域連合納付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の納付金の決定に伴い、96万2000円を減額するものでございます。以上で、後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号

仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第5号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。

『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について』、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第5号、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

条例制定の理由につきましては、平成28年1月1日から国の行政機関や地方公共団体は、マイナンバーを利用して事務を行うことができるようになりますが、すべての事務においてマイナンバーを利用できるわけではなく、社会保障、税、災害対策の3分野に係る事務のうち、番号法に規定されている事務に限り、直接その事務を取り扱うものはマイナンバーを利用することができるとされておりまして、地方公共団体が条例で規定することにより、番号法に規定されていない事務についても、マイナンバーの利用ができる旨が規定されております。本町におきましては、番号法に規定されていない独自に利用を行う事務につきましては、制度内容の運用を見極めた上で設定することを考えていることから、今回の条例制定は法に基づく、26の業務に係るものにつきまして庁舎内で連携して利用できるように定めておりまして、マイナンバーの利用により一層の町民の利便性の向上や行政事務の効率化につながることから、本条例を制定したものであります。

1ページをお開き願います。第1条はこの条例の趣旨でありまして、社会保障、税、災害対策などの個人番号の利用に関して必要な事項を定めることを規定しております。第2条は定義の規定でありまして、個人番号などの用語の意義の規定を定めております。第3条は町の責務の規定でありまして、個人番号の利用及び特定個人情報の提供についての運用に際して、町としての責任を明らかにするための規定を定めております。第4条は個人番号の利用範囲の規定でありまして、町長又は教育委員会が、法別表第2で定められている住民基本台帳、地方税及び国民健康保険などの26の業務についての個人番号の利用範囲の規定を定めております。第5条は委任の定めでありまして、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めると規定を定めております。

2ページをお開き願います。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日、平成28年1月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

仁木町コミュニティセンター条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第6号『仁木町コミュニティセンター条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）次に、議案第6号でございます。

『仁木町コミュニティセンター条例の制定について』、仁木町コミュニティセンター条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）議案第6号、仁木町コミュニティセンター条例の制定について、ご説明いたします。

条例制定の趣旨を説明いたします。この条例は現在大江地区に建設中であり、大江コミュニティセンターの来年、平成28年の4月からの開設、供用開始に伴い、設置、使用許可また使用料、管理等についての定めが必要であることから、今回設定したものであります。

条例の内容につきまして申し上げます。1ページからご覧ください。まず、第1条から第3条にかけて設置の目的、あと名称、位置それに開館時間等を規定しております。第4条から、次のページの第15条までになりますけれども、こちらの中では使用に対する制限、また使用の許可、それに使用料、また使用期間、また使用に関する様々な制限をかけている部分、また使用料の減免、不返還そういう部分を規定しております。また、15条では取消し、14条では造作の制限というようなものを規定しているものでございます。

3ページ目をご覧ください。16条では原状回復義務、17条は損害賠償についての規定、18条は過料について規定をしております。19条から25条は指定管理者に管理を行わせることができること及び利用料金に関する定め、指定管理者が行う業務や管理の基準などを規定しております。26条は管理の適正化を図るため指定管理者に対し、現状等の報告、又は請求、調査、必要な指示ができることを規定しております。第27条は規則への委任を規定したものであります。なお、附則につきましては、この条例の施行期日の定めであり、平成28年の4月からこの条例を施行するというものでございます。簡単ではありますが、説明を以上、終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この条例の2ページ目なんですが、使用料の減免となっておりますけれども、これは町長が公益上、特に認めたものということでもありますけれども、これどういうものが想定されるのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今回のこの大江のコミュニティセンターは、大江地区の皆様方にとってはこれまでの生活改善センターの代わりになる建物ということでありますので、町のいろいろな他の公共施設と同じようにですね、町の方での、例えば国であるとか、道であるとかそういう団体に対してはそういうところが使う場合は免除、また地域の社会教育団体、その他いろいろな関係団体が使う場合には50%減免というような、今までの他の施設で準用しておりますそういう規則と同じものをですね、使わせていただいて地域の方々が使用するにあたって、今までと同じように使えるようにということで考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）よくわかりました。それとこの管理につきましてですね、当然指定管理が行うようになると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今佐藤議員のおっしゃったとおり、私どもといたしまして、現在、大江の生活改善センターを指定管理を受けていただいている部分、また、大江のへき地保育所を指定管理を受けていただいている父母会の皆さん方、できましたらそういうところと協議をしながらですね、いきたいなということで、その辺の町内での話し合いをですね、この後、今週24日の日に役場の中でのまず指定管理者の選考委員会という形で、私ども住民課からの提案ということでお話をさせてもらう予定でおります。それでその後、指定管理に向けて進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）よく理解しました。それで先程も私、補正予算の中でもお話したとおりですね、修繕費等につきましては十分精査してほしいと思います。

それと最後のページのですね、使用料の関係なんです、それぞれこれ集会室、会議室、調理室と、それぞれ使用料が決まっているわけでございますけれども、この金額がですね、妥当なものかどうかをちょっと私たちが判断つかないんですね、それでこの根拠をですね、あればお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今の佐藤議員からのご質問に対してお答えいたします。大江のコミュニティセンターの各部屋の使用料、こちらの方はですね、各部屋の面積、それを基にしまして既存の施設、今回は銀山の生活改善センター、大江の生活改善センター、それに町民センターとその3か所の施設の面積当たりの単価というものをですね、時間単価を割り出しまして、同じような形で面積割で金額を決めさせていただいております。実際に出てきた金額の方もこちらの表にある金額、今までの大江の生活改善センターの施設よりも面積の大きいところは多少金額も多なってございます。しかし、銀山の生活改善センターと比べると面積が小さいということで、やはりその面積比でやっている関係で、ちょうどその間に入っているということですので、私どもとしては妥当な数字ではないかというふうに思っているところです。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）そうしますと建物のその古い新しい関係なくですね、それらの料金を面積割、平均して面積割で金額をはじいたということですね。わかりました。

○議長（横関一雄）他に。林議員。

○6番（林 正一）この間のいつですかね、クリスマスパーティーに行ったときに、この現地を見たんですけれども、かなりもうできていましてね、あれは4月1日から施設を使うことができるんですか。そしてあの駐車場なんかは、そのときにもう使えるんですか。いつ頃できるのか、ちょっと。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の林議員の質問にお答えします。今工事をしております大江の生活改善センターは、一応予定では2月の5日に完成と。その後ですね、町との間で完成検査等を行いまして、2月中に引き渡しという形が取れるかと思えます。その後ですね、先程あの補正予算の方でも可決していただきました大江の保育所並びに、コミュニティセンターの中に入れる備品、そういうものを中に入れてまして、4月1日からのオープンに備えるという予定であります。駐車場に関しましては、来年度28年度に外構工事という形でまだ残っております。今年度は建物のみということですので、来年度に入ってからでも工事を行うという形になってまいります。駐車場に関しては皆さん方が使うときには工事をちょっと止めてもらってというような形になるのかなと。保育所の方に関しましても、保育所の子どもたちが工事の期間中に外で遊んでけがとかそういうことがあっては困るということですね、なるべく保育所のやっている時間帯、そういう時間帯での大きな工事、表ではやらないような形でスケジュールを組んでもらうということで今考えております。駐車場はちょっと最初のうちは砂利で、その上にちょっと置いていただくようになるのかなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（横関一雄）他に。水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。5ページですけれども、それぞれ使用料関係なんですけれどもね、例えば調理室なんかも時間的な区分をして、使用料の料金を決めておられますけれども、全体的に見て暖房費についてはね、使用料金の50%を徴収すると。ところがこの調理室で使われる燃料費については420円となっておりますけれどもね、これは時間的な区分というのはないわけなんですか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）調理室の方での使用料金も、この時間区分ございますね、ここに書いてあります9時から12時、12時から17時、17時から22時、又は全日ということを書いておりますけれども、実際に使われる場合、例えば皆さん方が朝から来て夕方までいて、調理室を使って朝から晩までずっと料理をしているということはないのかなというように今考えております。それで今までの生活改善センター等で利用している場合も1回当たりということ取っておりますので、今回そういう時間区分というのは考えず、その日使ったらということ、ここはさせてもらおうかということ載せております。以上です。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）この調理室についてはガスなんですか、これ電気なんですか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）施設の暖房関係とかは灯油などを使っております。それで調理室に関しましてはガスのコンロを入れさせてもらっています。それでガス代という形になるかと思えます。その他、また当然調理室の中に電子レンジ等もありますので、電気代という部分も出てくるかと思えます。以上です。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）420円というのは、私あまり安くはないなと思っているんですけどもね、その辺何かを参考にしてこの420円という単価を決めたんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）この金額を決める段階でやはり私どもも悩みました。実際にはこれは今までの大江の生活改善センター、銀山の生活改善センターの1回当たりの利用料、同じ額で設定させていただいております。ちなみに保健センターの方の調理実習室の場合ですと、大きなガスオーブンですとか、コンロも3つ付いているような大きなものが入っていますんで、あそこでは440円だったと思います。ですから、大体皆さん方に利用していただけるちょうど良い料金なのかなというふうにこちらでは考えています。

○議長（横関一雄）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町コミュニティセンター条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案とおりの決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町コミュニティセンター条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第7号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について、仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第7号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法の改正に伴い、関係条例の整備を行うものであります。

1点目といたしましては徴収金の猶予に関する規定を定めております。平成26年度の税制改正におきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予

制度の見直しが行われました。これを受け、地方税法の猶予制度につきましても、所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において、地方税法の改正が行われております。今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税改正を踏まえたものとなっておりますが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項につきましても各地域の実情に応じて、条例で定めることが制定されておりますので、本町の税条例におきましても所要の改正を行うものであります。徴収の猶予につきましては、財産について災害を受けたり盗難に遭った場合、また、納税者又はその生計を一にする親族が病気や負傷した場合、更には事業の廃止や休止などの場合、申請することにより、1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合を規定しているものであります。更に、納税について誠実な意思を有する者が町税を一時納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合など、一定の要件に該当するときは1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められるというものでございます。地方税法が改正され、担保の徴収基準など、いくつかの事項が町の条例に委任されていますが、本町におきましては、国税の基準を緩和、若しくは強化する特別な事情はないと判断し、すべて国税に準拠する基準としてございます。

2点目といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法でございますが、これの施行に伴う個人番号及び法人番号についてであります。税条例中、納付書及び納入書、申告書類等における個人番号及び法人番号の記載について規定するものであります。

3点目といたしましては、町たばこ税の税率特例の廃止でございます。紙巻タバコのうち、わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバットなど3級品の税率特例を廃止し、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで段階的に税率を上げていくことを規定してございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行、左側が改正後の条例となっております。第2条につきましては、用語の意義を定めているものでございますが、町が作成する納付書及び納入書に法人番号の記載を規定しているものでございます。第8条から第17条につきましては、新たに猶予に関する規定を条例で定めているものでございます。第8条につきましては、徴収猶予に係る徴収金の分割納付、又は分割納入の方法についての規定であります。各項におきまして、それぞれ徴収猶予、又は徴収期間の延長についての詳細の規定を定めてございます。

次に、2ページをお開き願います。第9条でございますが、徴収猶予の申請手続等についての規定でございます。猶予を受ける場合の申請書の記載事項や添付書類についての規定をしているものでありまして、猶予する金額が100万円を超え、かつ期間が3か月を超える場合は、担保の提供を受けることなどを規定してございます。担保につきましては、国税に準拠しているものでございます。

次に、3ページでございます。第10条につきましては、徴収猶予の取消しについての規定でございます。町税以外の町の徴収金を滞納した場合など、徴収猶予の取消しをできることを規定しているものでございます。

次に、4ページでございます。第11条につきましては、職権による換価の猶予の手続等の規定であります。換価とは、滞納処分により差押えた財産について換金し納付させる手続きであり、職権による換価の猶予を行う場合の分割納付又は分割納入の方法や提供を求める書類、取消しを行う場合等について規定しております。第12条につきましては、申請による換価の猶予手続等についての規定でございます。

次に、5ページでございます。一番下でございますが、第13条につきましては、担保を徴する必要がない場合の規定でございます。徴収金額が100万円以下の場合、又は猶予期間が3か月以内である場合は担保を徴収する必要がないことを規定してございます。

次に、6ページでございます。第14条から第17条までは、条文がありませんので削除としてございます。第18条につきましては、文言の整理を行っているものでございます。第23条につきましては、引用法令の整備でございます。第33条につきましては、所得割の課税標準の規定の整備でございます。第36条の2につきましては、番号法の施行に伴う法人番号の規定の整備でございます。

次に、7ページでございます。第36条の3の3につきましては、引用条例の整備でございます。第51条から、11ページまで飛びますが、11ページの149条までは、番号法の施行に伴う個人番号及び法人番号の規定の整備でございます。附則の第4条につきましては、法改正に伴う条ずれの整備でございます。

次に、12ページでございます。第10条の2から、13ページでございますが、13ページまで飛びまして、第22条につきましては、番号法の施行に伴う個人番号及び法人番号の規定の整備でございます。

次に、15ページをお開き願います。附則でございますが、第1条は施行期日の定めであります。この条例は平成28年1月1日から施行しますが、徴収の猶予等に係る改正につきましては、法律の施行日である、平成28年4月1日から施行するというものであります。附則の第2条につきましては、徴収猶予に係る経過措置を定めているものでございます。附則の第3条につきましては、町民税に関する経過措置について定めているものでございます。

次に、16ページでございます。第4条につきましては、固定資産税に関する経過措置について定めているものでございます。第5条につきましては、軽自動車税に係る経過措置について定めているものでございます。第6条につきましては、22ページまでの範囲でございますが、町たばこ税に関する経過措置を定めているものでございまして、町たばこ税の税率特例の廃止に伴い、紙巻きタバコのうち、わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバットなど3級品の町たばこ税につきましては、現在1000本当たり2495円でございますが、平成31年4月1日に一般品のたばこ税の税率が適用されることとなるため、平成28年4月1日から平成31年4月まで段階的に上げていくことを規定しているものでございます。

次に、22ページでございます。第7条につきましては、特別土地保有税に関する経過措置について定めているものでございます。第8条につきましては、入湯税に関する経過措置について定めているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時11分

再 開 午後 4時12分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日は、これで延会します。

なお、次回の開催は明日12月22日火曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、大変お疲れ様でした。

延 会 午後 4時12分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第4回仁木町議会定例会（1日目）議決結果表

会 期 平成27年12月21日～12月22日（2日間）

1日目 平成27年12月21日（月曜日）

（開会～午前9時30分 / 延会～午後4時12分）

| 議案番号 | 議 件 名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|-----------|--|-----------|------|
| 報告 第1号 | 平成26年度各会計決算特別委員会審査報告書 | | |
| | 付託議案第1号 平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について | H27.12.21 | 認 定 |
| | 付託議案第2号 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | H27.12.21 | 認 定 |
| | 付託議案第3号 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | H27.12.21 | 認 定 |
| | 付託議案第4号 平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | H27.12.21 | 認 定 |
| 議案 第1号 | 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号） | H27.12.21 | 原案可決 |
| 議案 第2号 | 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | H27.12.21 | 原案可決 |
| 議案 第3号 | 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） | H27.12.21 | 原案可決 |
| 議案 第4号 | 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | H27.12.21 | 原案可決 |
| 議案 第5号 | 仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について | H27.12.21 | 原案可決 |
| 議案 第6号 | 仁木町コミュニティセンター条例の制定について | H27.12.21 | 原案可決 |
| 議案 第7号 | 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について | H27.12.21 | 原案可決 |